

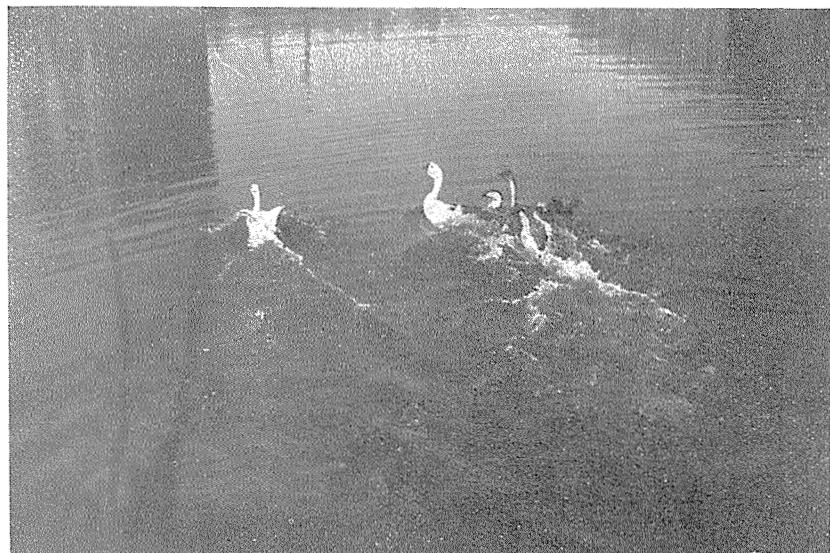
The Hansai University Bulletin

關西大學報

行發日五十月三

號七十七第

年五和昭



目次

挿繪——のどか(表紙)——中村留學生歸朝
歡迎會——(德帝陵に於ける皇陵崇敬會)
勞働法の基礎觀念

教授 吉田一枝
狩獵民族と奴隸制度
講師 民已經世

ハイディガーレに於ける形而上學と基礎的
存在論

講師 菅守常

學內報

學則改正——卒業式豫告——校友總會並校友
懇親會開催豫告——衆議院議員當選者——高
等試驗合格者——移動——二商報

校友彙報
學生彙報

居中調停 Mediation に對する Conciliation
の地位

校友 加地良七

千里山歌壇
圖書館彙報
新刊紹介

關西大學報局

勞働法の基礎觀念

(八)

教授 吉田一枝

目次

序說	第一節 人勞働權	第二節 人生存權 (以上既載)	第三節 勞働全收權
----	----------	-----------------	-----------

何等の勤勞することなくして贊澤三昧酒池肉林の限りを極めてゐる人々と、働いても働いても尚ほ其の日其の日の生活の必需品すらも儲け得ることが出来なくて貧窮のどん底に沈淪してゐる人々とを目のあたりに觀るならば——そしてそこに人間的良心と理性と人間的愛情とを有するならば、彼の有り餘れる財をこれらの貧しき人々に頒與することは出來ないものであらうかと云ふ様な惻隱の思考は人類の歴史と共に古から存する考方である。

富者の有り餘れる財を貧者に頒與するの可否の問題は別と致しますが、若し有り餘れる富者の財を取りあげて之を貧窮者に頒與するものと假定するならば何を標準とすべきでありますか。之には大體二つの説がある。その一は勤勞所得を是認し不勞所得を否認する立脚點より一切の不勞所得 (Arbeitsloses Einkommen) を徵収すべしと云ふものと。その二は經濟的平等 (égalité réelle) と云ふ立脚點より勤勞と不勞とを區別せずに生活生存に必要なる所得を標準として、それ以上の財を徵収すべしと云ふものである。社會主義者は理論とし主義としては第一説を採る様であるが實行策としては第二説を採る様である。

啄木は「わが抱く思想はすべて金なきに因するが如し秋の風吹く」と歌ひ、孟子は「恒產なき者恒心なし放辯邪修爲さざる所莫し」と說いてゐる。

この種の考へ方は確に一面の眞理を含んでゐる様である。然しこの詩人の歌はこの外にも含蓄がある様である、それは金なき者、産なき者は金ある者、産ある者と同じ様に現代資本主義の利潤文化と權力文化の二つの城壁に囚はれてゐないと云ふ事實であらうと思ふ。金ある者、産ある者、富める者の原則として常に現状維持を主張し概して保守反動的である。而して人類的階級的繫縛の思想より脱却し超越し

難いものである。人類的階級的非繫縛的思想はまた民衆詩人の所謂「金なきに因するが如し」である。例へばキリストは神の國の福音を說いた時は權力者も富者も皆な反対したのであつたが唯だその言に耳を傾け神の聲を傾聴した多くの者は貧しき人々であつたのである(茲に所謂貧しき人々とは相對的の貧乏ではなく絶對的の貧乏を意味する、絶對的貧乏とは日々の生活にその必需品すらも得られない狀態にあることを意味する、この意味に於ける貧乏である)故にキリストは幸福なる哉貧しき者よと云ひ又總て勞する者、重荷を負ふ者我に來れと福祝したのである。而してこの種の人々の大部分は現代に於ては金なく產なき勤勞無產大衆である。

英國は富める國である、養老年金、健康保險、失業保險、災害賠償法等の諸制度の外に救貧法がある、英國の如き富める國でも救貧法によつて救助せらるゝ人數は年々百萬人を下らないのである。我國の大正十四年の所得稅統計(當時は免稅點八百圓)に於て第三所得稅を納入した人が百八十九萬八千人、そのうち家族は四十六萬六千人である、故に世帶主は百四十三萬二千人となる。之を日本内地全人口の世帶主數千二百萬人に比較すると所得稅を納入する世帶主數は僅に一割二分にも足らないのである即ち殘りの八割八分迄は年收八百圓にも達しない人々——國民の大多數を占めてゐる現狀である、換言すれば我國では無產大衆が全國民の約九割を占めてゐるのである。

○ 總ての勞働者は自己の勞働によつて產出したもの、收益の全部を受取るべき權利——社會の各員は彼の勞働の全收益が法律秩序によつて彼に歸屬せらるべきことを要求する權利——即ちあらゆる勞働者の分配要求である。故に若し唯だ一人がある物財を產出したならばその物財は彼のみに歸屬しなければならない若し多數人が共同に働いて新しい物財を產出したならば各勞働者はその物財の交換價値の中から自己の働きによつて、その物財に附け加へられた丈けのものを頒與されなければならない。之を要約すれば各人の所得は其者が勞働をなした分量に比例して定められなければならないと云ふのである。正當なる勞働所産の全部を收得し一切の嫌忌すべき不勞所得を絶無ならしめんとするものである。之を勞働全收權と云ひ全勞働收益權と云ひ或は勞働收益全部に對する權利 (das Recht auf den vollen arbeitsertrag, Right to the whole produce of labour.) と云ふ。

即ちこの分配原理の支配の下に於ては、勞働者の收益は完全に勞働者に分配歸屬されることになるのであるから、そこには不勞所得(地代利潤)と私有財產の存在是不可能となる譯である。然し多數人の然も繼續的共働によつて作出された物財の交換價値は如何にして之を之等の共働者間に公正に分配頒與され得べきかである。

之が大きな問題である。之に對し從來多くの社會主義者の考案によれば

第一には個々の労働者がある、而して勞作のために費された勞働時間の長短をのみ基準としてその労働者の報酬測定の標準を定めんとするもの、所謂時間労働の制度 (System der Zeitarbeit) である。之は現在の資本主義制度の下に於て用ひらるゝ言葉で云ふならば時間拂制度による賃金にしようとするものである。(Noyes; History of American Socialism)

第二には一定の期間に於て提供される平均労働給付を基準として、その労働の報酬測定の標準を定め所謂平均労働の制度 (System der durchschnittsarbeit) である。之は現在の資本主義制度の下に用ひるゝ言葉で云ふならば出來高拂制度による賃金にしようとするものである。(Rodbertus; das Kapital. Wilhelm Weitling; Garantien der Harmonie und Freiheit.)

労働全收權の思想は既に古くジョン・ロック (John Locke, 1632-1704) の「政治論」に之を窺ふことが出来る、彼は土地は本來共有のものなつて居る、財産に對する眞實の特權は労働なりと云ふてゐる (Beer M., History of British Socialism.) 又アダム・スミス (Adam Smith 1732-1790) の「富國論」に於ては「土地の私有と資本の蓄積との未だ行はれない原始自然の社會狀態に於ては労働の全收權は労働者に歸屬する」と云ふてゐる。(Smith: Wealth of nations.)

凡そ富(財)の分配方法はその人の思想、主義、立脚點等により種々に考察されますが大體三つの方法があらうと思ふ。その一は權力による分配方法、その二は交換による分配方法、その三は慾望又は必要による分配方法である。

茲に權力による富(財)の分配方法とは或は又之を封建的の分配方法とも云へ得べく奴隸制度農奴制度はその著例をなすものである。交換による富(財)の分配方法とは或は又之を資本家の分配方法とも云へ得べく何等かの代價を支拂ひその代りに必要な物を獲得すると云ふこと即ち人に物を與へる代りに何か物を貰ふと云ふ思想に基くもので、一種の打算主義で換言すれば給付反對給付の方法である。この方法は現在行はれてゐる財貨の分配方法であるが、社會主義的社會秩序の下に於てもこの方法が行はれると云ふのである。それは労働全收權の制度これも亦一種の交換による分配——働いた労いた丈けの物を頒與すると云ふ思考に基くものである。然し何と云ふてもこの制度は算盤勘定の制度であると云はねばなりません。

社會主義的社會秩序の下に於ては、この打算主義的方法は超脱されなければならぬのである。次に慾望又は必要に應じて分配する方法——之が則ち全労働収益權の思想で給付反對給付の方を超越したものである。之の制度は社會主義者の所謂

来るべき社會に於けるのみならず、現在に於ても吾々の家庭生活内に於てはその實現を見るのである。即ち家庭内に於ては家族各員の業績によるところなく、慾望を標準とし必要に應じて生活資料が頒與されてゐるのである。然しこの家族生活に於て行はるゝ分配方法——給付反對給付によらず交換又は權力によらず、社會又は家庭に對して爲せる貢獻業績給付に關係なく必要に應じ慾望に應じ、労務が提供せらるゝ仕組は一般的普遍的なものではなく、例外的稀有的な實例に過ぎないものであらうと思ふ。ラスキンの「此後至者にも」 (Unto this last.) に引用してある聖書の句——働く者の報酬は人々の必要慾望によりて頗ち與へらるべし——と云ふ様なことは寛に望ましく限りであるが、やはり宗教的理點を說いたもので、どうも此の世の物ではなさそうである。生存權の理想を說いたものであらうと思ふ。

労働全收權を最初に科學的に論じた人はウイリアム・ゴド温 (William Godwin 1755-1836) である。氏は「政治的正義の研究」 (Godwin, W., An Enquiry concerning political Justice, and its Influence on general virtue and Happiness.) の財產論には財產分配の形態を三段に分ち

第一には事物はすべて最もよく利用し得る人が之を所有すべきものである、換言すれば之は慾望を以て財の分配の標準となすべしと云ふことで、アントン・メンガーの所謂生存權の思想に該當するものである。而して之は多くの家庭生活内に於て行はれ又アメリカの共產村に行はるゝものである。

第二には各人は彼の労働の所産を自由に處分することに存してゐる。換言すれば財產は自己の労働の所産であるからその財の所有權は自己の労働によつて生じたものであると云ふことに存してゐる。之はアントン・メンガーの所謂労働全收權の思想に通ずる觀念である。

第三には私有財產である。氏はこの制度の本質は他人の労働によつて財產を蓄積することと、不勞所得を占有する權利を意味することになるのである。之はアントン・メンガーの所謂労働權の思想に相通する觀念である。但しウイリアム・ゴド温はかかる徹底せる分配原理の行はるゝ前には、第一には各人の有する財產は他人が必要とする場合には何時にも提供する道義的義務を履行する様に人類は智的及道德的に完全に改變せらるべきものなること、第二には性慾は理性によつて完全によく統制せられ、世の中は決して人口過剩の苦悶に陥ることなかるべしとの二つの前提を置いてゐることに留意しなければならないのである。之は所謂マルサスの「自然の法則及人類の性情」 (the laws of nature and the passions of mankind) を無視するものでメンガードの生存權とも若干異なり、何と云ふても空

想的獨斷的なりと云はざるを得ないものである。

ロバート・オーヴン (Robert Owen 1771-1858) は愛すべき理想主義者であつた、氏は貧乏の原因は人々が互に競争するためであるから生産の手段たるべきものをすべて共同にし全體の利益のために使用すべきであるとなし、一八二五年八百人の同志を率ゐてアメリカに渡りインディアナ州に「ニューハーモニー共産村」(New Harmony Community of Equality) を建設しその主義理想を實現に着手したのである、この共産村の憲法は「この共産村の一切の成員は一家族と考へらるべし何人と雖もその職業の故を以て尊敬又は蔑視せらるゝことなかるべし」「凡ての成員に彼等の年齢に應じて提供せらるゝ食物、衣服及教育は出來うる限り同様なるべし且つ實行しうる限り速かに凡ての成員は共同の家に住み凡ての點に於て同様なる家財を有つべし」「各人は彼又は彼女の最上の勤労を全體の福祉のために提供すべし」。氏は二ヶ年の歲月と巨額の財力と精神力を傾注し勞力致しましたが失敗に歸し一八二七年六月共産村を去つて英國へ歸つたのである。氏は失敗の跡を顧顧して「共同の利益のために熱心に仕事に從事し而して一つの共同の家族として生活すべし」と云ふ趣旨の教育を豫め受けて居ない多數の人々を結合させには時機尚早である」と云ふてゐる。氏は「一切の富は勞働と智識とから生ずるものである、而して勞働と智識とは一般にそれが費された時間によつて計算される」と云ひ一八三二年九月に勞働交換銀行 (labour exchange Bank) の提案を發表しロンドンに創設したのである。それによればその團體の各員はその銀行の店舗に商品を寄託することが出来、之に對しその評價の標準により「勞働貨幣」(labour notes) を受取る権利を有するのである、價値の單位は一勞働時であつて之に半シルリングの金屬貨幣に當るとされてゐる。次に各商品に就ては原料の價値により又は勞働者によりそれに消費された勞働が評價さやるのである、而して各寄托者は評價人の見解により十人並の勞働者がその商品に費すものとなさるゝ勞働時を受取るのである。この企は始めの程はかなりの成功を見、四ヶ月間に四十四萬時間の勞働が供託され三十六萬時間が交換されたのであつたのであつが勞働時間算定の困難、不正確な加入者の増加、必要品の缺乏、不用品の堆積となり遂に一年ならずして一八三三年末には勞働交換銀行は閉鎖せざるを得ざるに立ち到たのである。

今若し社會主義者の主張する社會秩序が實施せらるゝものと假定するも現在ある如き勞働の價格は相變らず維持せられ唯だ不勞所得（地代利子）がなくなるから之に應する價格支けのものが增加される譯である。而してメンガードは一切の傳統的歴史的事情を無視し單に一の一般原理にのみ基き全然新たなる勞働の價値を決定することは社會主義を實施することよりも一層社會の混亂紛糾を招來するであらうと云

ふてゐる。

ロットベルツス (Rothbertus 1805-1875) は勞働全收權に對し多くの社會主義者と若干その見解を異にしてゐる、氏は「標準勞働日に就て」(über die normalarbeitsstag) に於て國家は貨銀勞働及商品の價格の決定をその自由取引に委ゆることをなさず國家の公定價格制度によらねばならぬとし然も物價は現在の如き金屬貨幣を廢止し之に代するに勞働貨幣を以て決すべきものとして居るのである。而してその目的のため各職業に於ては標準勞働時間 (der normale Zeitarbeitstag) (例へば一日を六、八、十又は十二時間) を定め而して各職業に於て上記の標準勞働時間の標準仕事量 (des normale arbeit werk) 例へば十人並の勞働者が十人並の技能と十人並の勤勉さとを以てその標準勞働時間内に彼の職業に於て爲しうる仕事、又は給付の數量を定め而してその一日又は一時内の給付の十人並の數量を價値の單位となし勞働者が彼がそれに實際に費した時間の長短に拘はらずこの數量のみを受取るのである、然し彼は不勞所得を廢止せんとするものではなく地代及利潤は存續すべきものであると云ふ議論で隨つて土地及資本の所有が維持されるものであるから勞働者は前記標準給付の全數量を受取ることが出來ず、第一には國家の需要のため、第二には不勞所得のために一定の扣除が行はるゝのである。氏の考案によれば一千萬標準勞働時間中三百萬が賃金、一百萬が國家の需要、地代及利潤に各三百萬充當されるのである、故に十の標準勞働時間を給付した勞働者はその中より三だけを受取ることが出来るのである而して賃金、國家の需要、地代及利潤（不勞所得）間の基礎的割合は國家の權力によつて確定されなければならないと云ふのである、而してすべての商品及勤労の價格の決定、勞働貨幣の製作——之等はみな國權の決定に俟つべく、その價格はこの標準勞働日によつて定めらるべく然も國家はその價格表を定期的に改修して行かねばならないと云ふのである。主要なる商品生活必需品賃金の價格を國權より法律により規律せんとする試みは、これ迄屢々行はれたものである。例へば三百一年ローマ帝國時代のディオクレティアンの勅令 (Edict. Diokl.) 一七九三年のフランス第一革命當時の法律 (最高價格令 maximum) の如きそれであるが何れもみな例外なく効果の乏しきものなることが實證したのである。

ウイリアム・タムソン (William Thompson 1785-1833) はその著「人類の幸福に尤も誘導し易き富分配の原理の研究、富の任意的平等の新制度へのその應用」(An Inquiry into the principle of the distribution of wealth, most conducive to human happiness; applied to the newly proposed system of voluntary equality of wealth,) に於て勞働全收權に關し三つの分配の自然法則から出發してゐるのである。第一には 労働はその用途に於ても又その繼續に於ても自由でなければならぬ。

第二には 勞働生産物の全部はその生産者に確保享受されなければならぬ——その生産物からは地代利潤及租税の形に於て多くの控除がなされてゐる。

第三には この生産物の交換は自由でなければならない——交換の自由は諸種の獨占と保護制度とによつて妨げられてゐるのである。

而してタムソンはこの三つの題目に就き相當詳細に論じてゐる。タムソンは勞働のみが交換價値の原因なりとし、この經濟的事實より推論して勞働の全收益は自己の勞働によつて價値を作出した者に歸屬しなければならぬ——各勞働者は全勞働收益權を有すと云ふ結論を誘導したのである。

各人の所得はその者が勞働をなした分量に比例して頒與されなければならぬと言ふ勞働全收權を科學的に最初に論じた學者は英國のウイリアム・ゴドウキン(William Godwin)であつたことは前述の如くである。その後チャーレス・ホール(Charles Hall)、ウイリアム・トムソン(William Thompson)、ロバート・オーウェン(Robert Owen)、ジエラード・ブランシス・ブレイ(J. F. Bray)、エドモンド・ジョン・グレイ(Edmond John Gray)、チャーレス・ブレイ(Charles Bray)、ヘーメル・ホーデスキン(Thomas Hodgskin)、ヘンリー・ジニア(Henry George)等の英國學者之を論じ獨りではブレッヂョナイヤイダー(Bretschneider)、カール・マルクス(Karl Marx)、ラドベルツ(Rodbertus)、モーリツ・カーベルツ(Moritz Carové)、ウーキルヘルム・ワイトローハルト(Wilhelm Weitling)、アントン・メンガー(Anton Menger)、佛國ではサン・シモン(Saint-Simon)、並にサン・マルク主義者バザール(Bazard)、アンファンタン(Enfantin)、エンゲルズ(Engels)等が勞働全收權を排斥し社會主義の目標としては空想的なることを指示してゐる。

チャーレス・ホール(Charles Hall 1745-1825)はその著「歐洲諸國民に及ぼしたる文明の諸影響」(On the Effects of civilization on the people in European States)に於て勞働全收權を主張し、氏は文明の向上と富の遞増が勞働階級の社會狀態に及ぼす影響を研究し、富の遞増により一方には貧者の勞働、他方には富者の不勞所得が不斷に増加するゝものなりと云ふてゐる而してこの貧と富との不均衡の狀態は甚だしく、勞働階級は英國人口の約五分の四と推算し勞働階級は彼等の勞働の全收益の僅かに八分の一に該當するものを享受して消費し得るに止まり殘餘は地代と利潤の形に於て富者の掌中落つるものである。この故に貧者は一日の勞働時間八時間中たゞ一時間だけ自己のために勤勞するのみで残り全部の勞働時間の收益は現行の法律秩序の下に於ては凡てみな富者の掌中に歸するものであると論じてゐる。氏はこの状態を改修するために次の二案を提示してゐる即ち

第一には 各人は彼の家族の生活生存の維持に必要なだけ勞働すべきものである。

む。

第二には 各人は彼の勞働の全收益を享有すべきものである。

勞働全收權は勞働權(Recht auf Arbeit, droit au travail, Right to labour, Right to Work)生存權(Recht auf Existenz, Right to Existence, Right to Subsistence, droit à la vie)と共に社會主義法律秩序が要求するものなることは前述せる如くである。

獨逸社會民主黨(die Sozialdemokratische partye deutschilands)はそのゴータ綱領(Gothaer programm)に次の様なことを掲げてゐる。「労働はすべての富とすべての文化との源泉である。而して萬人に有用なる勞働は社會を通じてのみ可能であるから勞働生産物の全部は社會に即ちそのすべての成員に屬するものである。而して之が頒與の割合はすべての人が等しく勞働義務を負擔してゐるのであるから、平等の権利に従つて各人の正當なる慾望(需要)に準じてなされねばならぬ。今日の社會に於ては勞働手段は資本家階級の獨占する所にかかり、その結果生じたる勞働者階級の不獨立はあらゆる形式に於ける彼等の窮乏は隸屬との原因であるから、勞働を解放しようと思へば勞働手段を社會の共有に改め全勞働を協同組合的に規律しその勞働收益を公益に従つて充用し正義に従つて分配することが必要である」と。

勞働全收權の思想——之は前述した様にアントン・メンガーは之を以て社會主義の基本的思想なりと論じてゐる(«Menger; das Recht auf den vollen Arbeitsertrag, seine Geschichtliche Darstellung, Menger; new Staatslehre.»)同じ思想が資本主義經濟學の鼻祖アダム・スミス(Adam Smith 1723-1790)の富國論(Wealth of Nations)に土地の私有と資本の蓄積との未だ行はれないと本來固有の原始社會狀態に於ては勞働の全收穫は勞働者に歸属するところ、又ベンジャミン(Jeremy Bentham 1748-1832)リカード(«David Ricardo 1772-1823»)等の學說の有力なる代表者であるデーヴィッド・ミル(«James Mill 1773-1836»)の「政府に就て」(On Government)に於て「社會のために出來うる限り最大幸福を實現せんとするれば各個人の勞働の生産物を出來うる限り最大多量にその者の所有に歸屬せしむる必要がある」に由つて之を觀れば勞働全收權の思想は必ずしも社會主義に特有なるものではなく、夙に資本主義の經濟學者によつて私有財產制度の辯護のためにも用ひられたものであることを知り得るであら。

○
メンガー等の唱ふる勞働全收權のこの分配の原理の下に於ては勞働收益は完全に勞働者に頒與されてしまうものであるからこの權利には二つの主張がある。即ち第一・消極的の方面に於ける機能

凡ての労動は凡ての収益を求めるから労働しない者は収益を求ることは出来ない。故に一切の不勞所得（地代利潤）は禁止し廃除しなければならない不正であるとなすのである。各人がその所有に基いて自ら労働することなしに穫得する所得——メンガーは之を不勞所得（Arbeitsloses Einkommen）と云ひタムソン、ゴドウキン、ホール、マルクス等は之を剩餘價値（surplus value, additional value, Mehrwert）と云ひサンシモン、サンシモン主義者、ビュッソエル及びその門流ロツドベルツ等は之を賃料（Rente）利子と云ふ。不勞所得の特質は家賃地代利潤小作料利子等に明に表はれてゐる。

第二、積極の方方に於ける機能

凡ての労働者は自己の労働によつて産出したものゝ収益價値の全部を受取るべきものなること——即ちあらゆる労働者の分配要求である。

労働全收權はその消極的方面に於ける機能に於ては凡ての社會主義者によつて主張され承認されてゐる。この承認——それは本來の社會主義的黨派と社會改良黨とを識別する目標とすることが出来る。労働全收權の積極的方面に於ける機能は之と趣を異にするものである。吾々は原理上相違した三種の財產の構成を區別することが出来るのである、而してその労働全收權との關係に於て相互に本質的に相違してゐる。之等の財產の主要なる形態は次の様なものであると想像される。

イ、財產物の個別使用を伴ふ私有財產——土地及資本の個別財產の存續する社會制度の財產——即ち現行の財產制度

ロ、財產物の個別使用を伴ふ共有財產——土地及資本の個別使用（私有）の存續する共產制共同財產

ハ、財產物の共同使用を伴ふ共有財產——土地及資本の私有なき共產制共同財產

即ち財產は以上の三つの形態になる様である。

(イ) 財產物の個別使用を伴ふ私有財產の支配下に於ては換言すれば現在の社會經濟組織に於ては労働全收權は到底實現する可能性に乏しいものであると云はねばならない。何となれば現在の社會秩序の下に於て多數の獨立企業者、財產所有者は土地及資本（工場、礦區、家屋、機械、原料、貨幣等）を私有し、地代、利子、小作料、家賃、配當、利潤等所謂不勞所得を穫得しうる地位に置かるゝもので之等の者は私有財產制度が存續する限り到底倒壊廢除することの出來ないものである。何となれば現代の經濟組織に於て法律が保護するものは契約自由の原則と私有財產權の安固護保とである。唯だ之に例外をなすものは家庭内に於ける經濟生活である、母が子に乳房を與へ戸主世帯主がその家族のために、子が老いたる兩親のためにと云ふ様な分配方法——給付反對給付によらず權力によらず欲望により必

要により所要の資料が頒與されてゐる家庭内の生活形態は稀有の例外をなすものである。

(ロ) 財產物の個別使用を伴ふ共有財產下に於ては労働全收權は唯だ僅かに一小部分だけは實現可能であるとメンガーは云ふてゐる、その實例は農業に應用されたロシアの村落共產體（Mir）である、Mir制度はロシア固有の土地共同體で太古から存續してゐる原始共產體の基本的社會制度の遺物である。ロシアに於ては村落の耕地、牧草地、牧場、森林は村落團體の共有財產であるが耕地と牧草地とは別個の使用のために團體により年限を定め抽籤により現在の家族の間に平等に分配されるのであって、それは所有のためでなく用益のためである、然も耕地牧草地以外の森林及放牧地は共同使用に委せられてゐる。

(August Freiherrn von Haxthausen; Studien über die internen Zustände, das volksleben, und insbesondere die ländlichen Einrichtungen Russlands. 1847年) (Keussler; Geschichte und Kritik des bürgerlichen Gemeindebesitzes in Russland. 1876年) (Simkowitzsch; die Feldgemeinschaft in Russland. 1898年) ハックス・タウゼンがMir制度を發見した、數年後に獨乙のガオルグルド・ウイツヒ・マウレルは獨乙にも太古よりあまり遠からざる時代に原始共產體としてマルク共產體のあつたことを發見した。(Georg Ludwig Maure; Geschichte der Markverfassung in Deutschland. 1836年)

英國のチャーレス・ホール、トーマス・スペンス等は之に類似した提案を示してゐる。例へばチャーレス・ホールは前述した「歐洲諸國民に及ぼした文明の諸影響」に於て、第一に長子相續制度の廢止、第二には奢侈的工業の禁止又は重稅の賦課、第三には國家は一旦土地を取上げ、それから家族數に應じ分割して各家庭に割り當て尙ほ家族增加の割合によつて時々分配頒與を更改し、而して各家庭に割り當た土地は不可譲的なものであるからその家族の消滅後は國家に歸屬すべきものであると論じてゐる。

トーマス・スペンス (Thomas Spence 1750-1814) は「自由の正午の太陽」(The meridian Sun of Liberty) に於て凡そ一國內の在住者は彼がその生存權を有する當然の結果として土地及びその附着物に對して平等の權利をもつてゐる、地主が不當に土地を頒有することは労働者階級の不幸の源をなすものである、何となれば地主が不當に土地を領有することによつて労働者は地主のために働き、且つその犠牲をも拂ふことを餘儀なくされるからである。この故に土地の所有者はすべての住民が之に對し平等の權利を有し決して他に譲渡し得ない様な方法で、市町村又は教區に分割交附すべきものである、然し市町村は自らその土地を經營する必要はない、寧ろ

市町村は借地料の支拂に對し七ヶ年の借地期間で最高の借地料を提供するものに之を貸與することを前提されてゐるのである、而して納入された借地料は租税及び其他の公益的費用の支辨に充用し、その殘額は在住者間に之を均分すべしと云ふのである。

即ち第二の財產形態である財產物の別個使用を伴ふ共有財產は直接唯だ農業に應用出来るのみである。何となれば土地だけが自由に分割することが出来るからである。之に反し工場その他の工業的經營場はその個々の部分（建物、機械、器具、原料等）は相協力結合してのみ初めて生産に使用され得るから之をその構成部分に分解して各個人の個別使用に割り當てることが出來ないから工業に之を應用することはその可能性に乏しいのである。

我國の入會林、入會漁の制度はその團體員の人々がその團體社會に對してなせる貢獻給付と關係なく必要に應じ慾望に應じ勞務が提供される仕組である。而してその所屬團體員は山林、原野、水面を利用することが出来るのである。又昔は辻錢を拂はねば通行なかつた道路、橋錢を拂はねば通れなかつた橋が無料で通行の出来る様になつたり、公園遊園地、無料圖書館などは僅にその例外をなすものである。

財產物の共同使用を伴ふ共有財產、この財產形態は北アメリカに存在してゐる共產村によつて代表されてゐるのである。これらの團體に於て生産は全然共產主義的に行はれてゐるが、消費は少數の團體にあつては大體共同的に行はれ（共同の住居共同の食事）多數團體にあつては分離した世帯に於て家庭的に行はれてゐる。共產社會は積極的には生存權の承認、消極的には私有財產制度の否認と云ふ二つの原理に立つてゐるものである。

(William Alfred Hinds; American Communities 1878年) (Charles Nordhoff; The Communistic Societies of the United States; from personal visit and observation 1875年) 今北アメリカの共產村アマナ (Amana) 團體綱領の第六條を掲ぐるならば「團體員各自は無償で食事及住宅を享有し又同時に老衰疾病虚弱の際には團體より扶養看護を受くる權利を有する外、毎年自己及團體内に住める子女及その家族に對し共同金庫より生活費を受くる權利を有す、而してその生活費は各團員に對し假令獨身者と雖も各個に又は全家族的に團體の評議員によつて公正にその割當額を定められ明細書の示す所に従ひ時々吟味調査せられ新に改訂増補せらるべきものなり、而してこの共產村の恩恵を受くるには我々の團體に名を連ねる者は自發的に我々自身、我々の子弟相續人及管理人に對する賃金、資本に對する利子、收入所得の要求は一切之を放棄し又同様に團體より離れては共有地及共有財產に對する分け前を要求す

るに可能はやむものなり」と。(R. Liefmann; die kommunistischen Gemeinden in Nordamerika 1922年) 然しながら純粹なる共產主義的法律秩序に於て勞働全收權を實行することは決して容易なことではなく、財分配の基礎としては勞働全收權よりも前述せる生存權を優れりとなすものである。何となれば勞働全收權の實踐的共產主義團體の綱領によればこの權利の形跡をも發見することが出來ないからである。例へばニューヨーク州オネイダ團體の領袖ウイリアム・アルフレッドはその著「アメリカの共產團體」(William Alfred Hinds; American Communities Brief Sketches of Economy, Zoar, Bethel, Aurora, Amana, Icaria, the Shakers, Oneida, Wallingford and the Brotherhood of the New Life, Oneida, 1878年) に於て新に團體に加入するものに對して署名すべき誓約書 (covenants) を擧げてゐる。この加入誓約書にはハインズを領袖とする共產主義團體は加入者及その家族に對し生活に必要な衣服、肉類、飲料、住居の如き必需品を各別に供給し彼等自身のみならず子女家庭に對て現世の幸福のため來世の冥福のために當然必要であるとされる様なあらゆる教會及學校の教育を與へ遺児も亦當然その權利を有し、更に疾病、廢疾その他勞働不能となつ場合にも勞働能力者と同様なる給與及扶助並に彼等の境遇が當然に必要とする様な醫藥、看護、附添、慰藉を與ふることを約して、之に對し加入團體員は自己及自己家族が能力に應じその勞働によつて團體の利益と福祉とを促進し、更に團體又は團體員の誰かのためになされた吾々の勞働に對し何等の代價報酬を請求することなく、又吾々又は吾々の家族が爲さねばならぬ又爲し得るものは凡て吾々の同胞のために爲した任意的奉仕と考へらるべき旨を約束するものである。

故にアメリカの共產主義團體の誓約はメンガードの所謂生存權と稱するところの權利義務の總計を規定してゐるのみであつて、各團體には彼が提供した勞働の價値の合計に相當するだけの生活必需品が歸屬すると云ふ所謂勞働全收權の規定に就てはこの誓約書中には少しも觸れて居ないのである。之と反対に團體員は團體から脫退する場合にも現に給付した勞働に對しては特別にある報酬を要求することは出來ない旨を明記してゐる。

要するに勞働全收權は土地及資本の私有を承認する今日の社會秩序とは全然相容れ難い（家庭生活を除く）思想である。個別使用を伴ふ共有財產の形態に於てはある特種の場合に限り（共產村落團體、入會林、入會漁の制度）行ひ得らるべく共同使用を伴ふ共有財產の行はるゝ形態に於ては勞働全收權の實行は全然不可能ではないが頗る困難な問題である。即ち勞働全收權は各個人の勞働の収益の全部をそのものゝ所有に歸屬せしむるための權利であるとするならば、その權利が存在するため

狩獵民族と奴隸制度（承前）

——奴隸制度存立の經濟的條件に關する若干の考察（二）——

講師辰巳經世

四の二

第四 太平洋沿岸居住諸部族の間では、商業及び産業が高度に發達して居る。

Kane は Iroquois に就て語つて居るが、それは『Flattery岬に於て、而してそこだけで夥しく發見せらるゝ一種の貝殻であつて、この貝殻が貨幣として使用せられ、その附近に居住する凡ゆる部族は、これを交換用具として盛に取引を行つて居る』(1)。 Aleuts の間では、『捕鯨業は若干の特定家族の專業となつて居り、一種のクラフト魂が父子相傳の狀態に在る』(2)。 Koniagas は、『戰争や狩獵によりも、寧ろ労働や商業に適して居る』。彼らは實に立派なボートを作り、男も女も種々の商業に熟達して居る。彼らは交換に依つて他の部族から奴隸を獲る(3)。 Tlinkits の中には専門的な曲木細工人や、鍛冶屋、銀細工職等がある。婦人は非常に編物に熟達して居る。極めて立派な丸木舟が作られる。彼らは前から捕鯨に鋸を用ひて居つた。商業は既に白人到着以前から高度に發達して居つた、彼らは同沿岸の遙かに遠隔の地域の居住民や奥地の諸部族とすら交易して居つた。奴隸貿易は以前には隨分大規模に行はれて居つた(4)。 Haidas の建造した大きな精巧な丸木舟は廣い範圍に亘つて賞揚せられて居る、彼らは屢々それを賣るために製造する。彼らは價值基準を有して居る。即ち以前は奴隸又は銅片であつたが、今では毛布をそれに用ひて居る。即ち彼らの家は立派に飾られて居る。彼らは『各種の道具の製造に熟達して居ること有名であり、殊に石材や象牙ぐの彫刻に長じて居り、この點では北米諸部族中隨一である』(5)。 Tsimshian は、前には奴隸の仲買を業とした。南方諸部族は奴隸を誘拐又は捕獲して Tsimshian に賣り、彼らはこれを買つて、更に Thlinkits や奥地の Timne に轉賣した。『Fort Simpson 附近居住部族の各酋長は、それぞれ一人の工匠を保有して居り、この工匠の仕事は丸木舟の修繕、假面の製造等であつた』(6)。

Atnas は『銅細工に關する技術に通じて居り、且つ周邊の諸部族と商業關係を結んで居る』。彼らはその奴隸を Kotscharas から購入(7)。 Puget Sound 附近の諸部族は、彩色せられ、磨きのかけられた美しい丸木舟を有つて居る。富裕者の家は厚板で造られて居るが、この厚板は骨製の楔を用ひて木を裂いて得たものである。『彼らが他の諸部族と物々交換するに當つて、及びその富を評量するに當つて、一般には價値單位として毛布を用ひるが、haqua と稱する Flattery岬頭の隨分深いところで獲れる、長い白い貝殻も亦廣く貨幣として使用せらるゝ、而してその價値は長程大である。各種の品物を賣買するための一種の年市^{フジタ}が、祭禮を兼ねて、彼らに依り Bajada 峠と/or 所で催される』。『奴隸は戰争及び誘拐に依つて獲得せられ、大量的に北部諸部族に向つて賣却せらるゝ』(8)。 Tacullies の間では、一八一〇年まで Hiaqua が流通手段であつた(9)。 Bancroft の言ふところに従へば、 Chinooks は『常に好戦的よりも寧ろ商業的民族であつた』。『彼らの元來の流通手段及び價値基準は Hiaqua であつた』。彼らはその奴隸を『戰争に依つて、若くはより一般的には交易に依つて』獲得す^ル。 Swan に従へば、 Chinooks は『冬期中、白人に賣却するための非常に多くの諸商品の製作に從事する』。『一種の小貝殻が貨幣として彼らの間に流通して居る。彼らの奴隸は北方 Indians から購買せらるゝか、或は盜奪又は戰争の俘虜から得られ、且つ多くの場合更に南方諸部族に轉賣せらるゝ』(10)。尙ほこの種の例を一々擧げて行けば殆ど際限がない。

(1) Kane, P., Wanderings of an artist among the Indians of North America, p. 238.
(2) Bancroft, H. H., The native races of the Pacific States of North America, Vol. I. Wild tribes, p. 90.

(3) Ibid., p. 86; Holmberg, I. pp. 99-103, 79.
(4) Krause, A., Die Tlinkit-Indianer, pp. 159, 173, 181, 183, 186; Holmberg, I. pp. 26-29.

(5) Krause, pp. 306, 307, 313; Swan, Haidah Indians, pp. 2, 3; Bancroft, p. 165.
(6) Niblack, A. P., The Coast Indians of Southern Alaska and Northern British Columbia, p. 252; Bancroft, p. 166.

(7) Bancroft, p. 135.

(8) Ibid., pp. 211, 216-218.

(9) Ibid., p. 122.

(10) Ibid., pp. 238-240; Swan, The Northwest Coast, pp. 164, 158, 166.
上述せる如き商業及び産業の發達は、以下の諸項に示すが如き方途に於て奴隸制

度の發達を促進する。

(イ) 奴隸貿易は奴隸保有を便利ならしむる。戦争の俘虜は隣接部族に歸屬する従つて彼らは、遠隔の地から輸入せられたる買得奴隸よりも、その故國へ逃げ歸る機會が遙かに多い。買得奴隸は假令その主人の許から逃脱しても、直ぐ又太平洋岸の他の奴隸所有部族のために捕獲せらるゝであら。吾々はだから、Koniagas 成年俘虜を奴隸として保有しないで、交換の方法で男性奴隸を獲得する理由を、容易く理解し得る。(1) 同様に、Kane に従へば、Vancouver Island 附近の Cowichans の一酋長は、『多くの俘虜を捕へては、常に遙かに北方の部族に賣却し、かくて彼ら自身の部族へ逃げ歸る機會を少からしめる』(2)。

(ロ) 漁業用具の高度の完成（丸木舟、網、鋸等）の域に達して居る場合には、漁撈の報酬はより大であり、従つて漁撈奴隸の勞働の生産物は、そがもつと粗朴な仕方で營まるゝ場合よりも、彼の慾望充足の必要量を超過する部分が大である。換言すれば勞働力の餘剰、従つてそれの搾取の可能性がより大である。

(ハ) 自由民が商業や産業に専ら没頭すればする程、より粗朴な仕事（漁撈、舟漕、料理等）をなさしむるために、奴隸を必要とすることが大である。商業自身も亦商業旅行に際して、商品を運ぶとか、舟を漕ぐとかじや如き賤役を要求する。

(ニ) 部族内商業（それが行はれて居る場合には）の今一つの効果は、定住生活及び食物豊富と相俟つて、これらの諸部族が狩獵民族の如く爾く好戦的でないところふことであらう。即ち、その故に彼らは、その有能なる精力を戦争に使用するを要せず、戦争に從事せざる男性奴隸を保有することができる。吾々は既に、Koniagas が『戦争及び狩獵によりも、寧ろ勞働及び商業に適して居り』Chinooks が『常に好戦的よりも寧ろ商業的民族であつた』ことを見た。他の諸部族に關しては、戦争が極めて頻繁であるかどうかとゞことが明かに報道されではゐないが、人類學的諸文献を通じて吾々の受くる印象は、Sioux, Ojibway その他同種の民族の間に於けるが如く、やの頻繁ではなくしてゐんとする。

(1) Holmberg, I. p. 79.

(2) Kane, p. 220.

第五 財産及び富が高度に發達して居ること。Schmoller は言ふ、『吾々は今や、村落を有し、或程度の發達せる交通機關、即ち犬橇、馴鹿等を有し、狩獵及び漁撈に關する或種の社會的組織を有し、裝飾物及び奴隸を有し、富者と貧民の區別を有する、若干の定住狩獵及び漁撈民族の例のあることを知る、例へば北部カリフォル

ニア、北部アジア、カムチャツカ等に於て然うである』と (1)° Koniagas の間では『或個人が有名ならんとの野心を有つ場合には、饗宴が催される』。彼らの間では、或人間の富は、前にはその所有する獵虎の皮の數に依つて決せられた (2)° Bancroft の間では、私有財産は衣類、武器、道具、狩獵領域、商業路等を包容する。貴賤は出自によりも寧ろ富に依存する (3)° Haidas に關して Bancroft は言ふ、『身分及び權力は、道具、妻及び奴隸より成るもんの富に、主として依存する。この部族中で最大勢力を有する魔術師 (Medicine-men) 仲間への加入は、私有財産を犠牲に捧げることに依つてのみ許され得る』と、Swan は富者の家の前方の木柱のことを語つて居るが、それらは幾百枚もの毛布、即ち一千弗にも達する價格を費して、極めて精巧に曲げられたものである。だから、たゞ非常に富める者たちのみが、かうした木柱を贈ひ得るに過ぎぬ (4)° Kane は Cowichin 酋長の、驚くべき豪奢なる饗宴の全景を描いて居る (5)° Nootkas の間では、『私有財産は小舟及び食料獲得用具、家禽、奴隸及び毛布より成る』。『生活の必要以上の財産の蓄積は、ただ大饗宴日に當つて贈物として分配し、爾うすることに依つて富裕と鷹揚とに對する名聲を贏ち得るところ目的のためにのみ、望ましくことゝされて居る』 (6)° Jewitt の語るもんに従へば、Arts の間では、王は頻繁に饗宴を催すことに依つて品位を保持しなければならぬ、然しされば、彼は王として振舞ふものとは考へられないで、普通の人間と同様に見られるに至る (7)° Boas は Kwakiutl Indian に關して、『高位獲得の方法』を述べて居るが、それは『Pottatch 即ち財産分配の方法に依つて達せらるゝ』 (8)° Tacullies の間では『誰でも時々村落饗宴を催すべし miuty 即ち酋長となることがやあ』 (9)° Bancroft は Puget Sound Indians に關して、『財産が時々相續せらるゝものはあるが、然し、私は何ら世襲的な身分又は階級を受けない』と語つて居る (10)° 等々。

(1) Schmoller, Grundriss, I. p. 195

(2) Bancroft, P. 84; Holmberg, I. p. 112.

(3) Krause, pp. 167, 122.

(4) Bancroft, P. 167. Swan, p. 3.

(5) Kane, pp. 220, 221.

(6) Bancroft, p. 191.

(7) Brown, Adventures of John Jewitt, p. 216.

(8) Boas, Kawakiutl, p. 341.

(9) Bancroft, p. 123.

(10) Ibid., p. 227.

財産及び富——上來用ひ來つたこの概念は可なり曖昧であるが、筆者はこれらにそれぞれ制度的及び量的意味を、暫定的に賦與して置く——のこの發達が、奴隸制度に與ふる効果は次の如くである。

(イ) 社會的身分は、主として富に依存する、従つて奴隸は、有能なる獵人若くは漁夫であり得るし、又かくの如き意味で價値を認められ得る、だがこのことは彼が文無漢とし蔑視せらるゝことゝは矛盾しない。

(ロ) 生活に直接必要なるもの以上の財産の蓄積は、然らざる場合よりも多くの勞働を要求する、加之、多くの奴隸を保有するところとは富裕の表象であり、従つて名譽とするべきことなるが故に、それは一層多く慾求せらるゝ。吾々は、この點に關して、太平洋岸居住部族の一酋長に關する Kane の次の如き報道を引用し得る即ち『その酋長は、巨大なる木製の偶像を建設するに當つて、五人の奴隸を犠牲に捧げ、その像の下で虐殺し、而も誇らかに彼らの間でかくも多くの奴隸を殺し得る者が他にあらうかと豪語した』。又 Holmberg は、Tlinkits の間で貴族たちが享受するところの尊敬は、専らその富に、即ちその保有する奴隸の數に依存すると言つて居る(1)。

(1) Kane, p. 216, Holmberg, I. p. 14.

五

前節に舉げられたる五主要原因は、然し、それぞれ獨立して作用して居るのではなく。食物の豊富といふことは、當該部族をして固定住居を有し、大集團をなして生活し、食物を貯藏する等のことを可能ならしむる。若し食物が豊富でなかつたならば、商業及び産業の大した發達是不可能であらう、蓋し凡ゆる時間と精力とが専ら食物獲得のために費消され終るべきを以てゝある。又定住生活は著しく産業の發達を促進せしめる。若し商業及び産業に於て見るべきものがなかつたならば、富は極めて貧弱な状態に於てしか存在しないであらう。産業の發達は又、食物の獲得を更容易ならしむる。かくの如く比較的に高度に發達せる經濟狀態の原初的、第一次的原因を何に求むべきかは容易に斷定し得べきことでなく、又こゝに吾々が研究を要する當面の題目の専外に屬する問題である。

更に注意しなければならないのは、かくの如き經濟的狀態が、實に奴隸制度の原因である許りでなく、逆に或程度までその結果でもあるといふことである。商業及び産業、財産及び富の發達は、疑もなく奴隸制度に依つて著しく促進せらるゝ。既に述べた如く、より粗朴なる仕事を奴隸に負課することに依り、奴隸所有者は彼自

身の時間と心とを、より多く商業及び産業の方面に傾倒し得る。誠に Bagehot が言へる如く、『閑暇は原始社會に取つて非常に重要である、而して奴隸のみ人々(自由民——筆者)に閑暇を供し得る』(1)。更に、奴隸の保有が富の蓄積を促進するることは、殆ど言ふを要せず、貿易業者を富ましむる奴隸貿易が、奴隸制度の存在せざる時、全然成り立ち得ないことも自明である。かるが故に、吾々は、上來取扱ひ來つた諸部族の間に於て、奴隸制度は、經濟狀態が幾分より低い段階に在つた時から既に存在して居つたに相異ないと結論してもよい筈である。

(1) Bagehot, W., *Physics and politics*, p. 72.

他面太平洋沿岸に於て、奴隸制度の發達を促進せしむる傾向ある今一つの事情がある。即ちこれらの諸部族が幾分同系的な集團を形成して居り、且つ互に密接な交渉を有するといふことである。そこで吾々は、彼らの或ものが、自然發生的に奴隸制度を知るに至るが如き經濟的發達段階に未だ達せずして、その隣族達への模倣から奴隸を有するに至つたといふやうなこともあらうと想像し得る。奴隸貿易がかかることを極めて容易ならしむる事實を考慮に入る、ならば一層然りである。勿論これに問題とする一團の諸部族は、悉く完全に同系種族であるとは言ひ得ないが故に彼らの高度に發達せる經濟生活の描寫を、これら諸部族に一律に當て嵌めることは誤りである。例へば Similkameen の夏期及び冬期住居は、寧ろ極めて原始的である。彼らはその食物を大部分狩獵に依つて得る。彼らの間に於ける商業及び産業、財産及び富の發達に関する記述は何もない、たゞ後に至つて彼らが馬やその他の家畜を所有せることに就ての若干の報道に接し得るのみである(1)。又 Niblack の語るところに依れば、Tsimshian は Tlinkits 及び奥地の Tinneh に奴隸を賣りつけるが、然し、『この最後の部族は、海岸から奴隸の供給を受けるが、世襲的奴隸を全然所有してゐない』(2)。これ以上の特例を擧げることはできないが、然し、これら奥地の Tinneh の間では、奴隸制度は未だ萌芽的状態に於てしか存在せず、而も奴隸貿易なかりせば全然存在しなかつたであらうと推論することは誤りでないと言ひ得る。初期の人類學者たちは、社會制度の模倣及び轉入の効果を餘りに過大に評價し過ぎて居るが、然し吾々は又他の極端に陥つて、それを餘りに輕視してもならない。

(1) Allison, Mrs. S. S., *Account of the Similkameen Indians of British Columbia*, pp. 302, 306, 315. 尚ほ前號第十六頁上段第六行、Similkameen と

あるは、Similkameen の誤植につき、この機會に訂正して置く。

(2) Niblack, p. 252.

ハイデイガーに於ける

形而上學と基礎的存在論

講師 菅守常

- C (e) 人間に於ける有限性の問題への道程としての存在問題の根源的精練
(f) 存在會得ごとに於ける現實存在
基礎的存在論としての現實存在の形而上學

- (g) 基礎的存在論の理念
基礎的存在論の導入と行程

- (j) (i) (h) (g) 基礎的存在論の目標
基礎的存在論の理念と「純粹理性批判」

Ontologie und Phänomenologie sind nicht zwei verschiedene Disziplinen neben einander

zur Philosophie gehörigen. Die beiden Titel characterisieren die Philosophie selbst nach Gegenstand und Behandlungsart. Philosophie ist universale phänomenologische Ontologie au sgehend von der Hermeneutik des Daseins, die als Analytik der Existenz das End des Leidfadens aller philosophischen Fragen dort festgemacht hat, woraus es entspringt und Wohin es zurückgeschägt.

—Sein und Zeit S. 38—

次に繰余やる論文は Martin Heidegger の Kant und Das Problem der Metaphysik 1928-F. Cobe in Bonn の Einleitung よりその最後の章 Die Grundlegung der Metaphysik in einer Wiederholung の大意である。本書は傑れたるカント解釋として、イッ本國に於ても様々に賞讃されてゐる名著であるが、特にその最後の章を紹介する所以は、この章に於て氏がカントの純粹理性批判に即しての解釋を超えて自身の主著「存在と時間」の立場も自由に述べてゐるのである。氏もこの書を「存在と時間」への手引きであると考へられるからである。氏もこの書を「存在と時間」への「歴史的手引」と本書の序文で云つてゐる。「存在と時間」を未だ讀まない人にはかへつてこの章を一読んでそれから始めて本書の第一章から讀まれるのがいかと思はれる。なほ私の紹介は一般的な清賛に供すべき値うものであるものでないが、ただこの四月の新学期からこの書を演習に用ひるのでその準備として哲學科の學生諸子に讀んでいただき幾分の豫備概念を持つていただあたまと思ふからである。

このために、先づあらかじめ基礎づけとは一般に何を意味してゐるかと云ふことが明瞭にされておなければならぬ。この表現は、建築の領域に於てそれを意味するところのものを實例に於て示めされる。形而上學は云ふまでもなく決して事實あるむしろの (Vorhaben) 建物ではなくして、凡ゆる人間の中に「自然素質 (Naturlage)」として現にあるところのものである。それ故に、形而上學の基礎づけとはこの自然的な形而上學に基礎を据えること又はすでに據えられてゐる基礎を新らしい基礎となり換えることを意味するのである。しかしながら、すでに出来上つてゐる建物に基礎をもたらすことを問題にしてゐるかの如きかかる表象こそ正に基礎づけの理念から退けらるべきである。基礎づけとはむしろ建築案そのものゝ設計

目次

- I 序 説
- II 一つの反復に於ける形而上學の基礎づけ
- A アントロボロギーに於ける形而上學の基礎づけ
- (a) カントの形而上學の基礎づけの成果とその据えられたる基礎
- (b) 哲學的アントロボロギーの理念
- (c) 人間の本質への問ひカントの基礎づけの本原的成果
- B 人間に於ける有限性の問題と現實存在の形而上學
- (d) 人間に於ける有限性の可能なる規定の問題

(Entwerfen des Bauplans) しかし、何の上にそして如何に、建築そのものが建設されるべきかと曰ふ指示を與ふるところの設計ある。建築案の設計としての形而上學の基礎づけは更に一つの體系或るはその諸綱目の空虚なる組立ではなくしてむしろ形而上學の内面的可能牲 (Inner-Möglichkeit der Metaphysik) を建築術的に境界づけること、これを選び出して特に著るしく目立たしむることである。これはとりも直らず形而上學の本質の具體的な規定である。(die konkrete Bestimmung ihres Wesens) 凡ゆる本質規定はしかしながら本質根源の解明に於て始めて完成せられる。(Alle Wesensbestimmungen vollendet sich jedoch erst in der Freilegung des Wesensgrundes) かくして形而上學の内面的可能牲の設計 (くわだて) としての基礎づけは必然的に据えつけられたる基礎の支持範囲をして働く力あるものたらしめる。果して、或ひは如何に、かゝることが起るかどうかと云ふことが、基礎づけの根源性と廣さに對する批判の規準を形づくるのである。

次の純粹理性批判の解釋に於て、形而上學の根源の根源性が明るみに齎らざるゝことが成功するならば、かゝる根源性はその本質に従つて、この根源性がその發源性的具體的な生起の中に移されたとき、即ち形而上學の基礎づけが反復 (wiederholt wird) せらるゝときにのみ、正當に會得せられるのである。

形而上學が「人間の本性」の中に根ざしそして人間と共に事實に存在するかぎり形而上學はまた既に何等かの形態に於て成しとげられてゐるべきである。形而上學の明瞭なる基礎づけはそれ故に決して無からは生じない、むしろ形而上學の基礎づけにその手づけの可能性を指示するところの既存の形而上學の傳統の力或るは無力の中に於て生ずるのである。形而上學の中に含まれてゐる傳統について云へば、あらゆる基礎づけはしかしながら、その以前のものに對する關係に於ては、同一課題の變態である。かくして形而上學の基礎づけとしての純粹理性批判の解釋は次の四つの課題を明瞭闡明することを試みねばならぬ。

- (一) その初端に於ける形而上學の基礎づけ
- (二) その遂行に於ける形而上學の基礎づけ
- (三) その根源性に於ける形而上學の基礎づけ
- (四) その反復に於ける形而上學の基礎づけ

II 一つの反復に於ける形而上學の基礎づけ

根本問題の反復とは、それの根源的な從來蔽はれてゐた諸可能性的開示を意味する。この反復に依つて諸可能性能を究極まで導くことによつて、この問題が姿を變じて始めてその問題の核心に於てとらへ得らるものとなるのである。問題を問題そのものとして維持するのである。問題を維持するとは、しかしながら、この問題を

この問題の本質の根據に於て問題として可能ならしめてゐるところのその内面的力量に於て、この問題を自由に且つ目覺ましめてをくことを意味するのである。

可能的なものを反復するとは、それについて既に基礎づけられた展望が成立して居りそれより何らかの成果が生じ得るやうなありきたりのものを拾ひ上げることでは決してない。かくの如き可能的なものは、いかなる場合に於ても既に遂行されてゐる經營の中に於て各人がいつも現に所有してゐるところのあまりにも現實的なものである。かくの如き意味に於ける可能的なものこそ正に本來的な反復を、そしてかくすることに依つて一般に歴史への交渉關係を阻止するものである。

正しく理解せられたる形而上學の基礎づけは先づ第一に、以前のそして今の場合にはカントの形而上學の基礎づけの本原的な成果であるところのものを確かに把握してゐなければならない。同時にまた、カントの純粹理性批判に於ける形而上學の基礎づけの「結果」として求められるところのものに於て、そしてかくして見出されたるものが如何に規定せられるかと云ふことよりして、凡ゆる反復を主導するところの可能的なものゝ會得 (Verstehen) がいかなる程度に達するか或ひはまたそれが反復されるべきものに匹敵してゐるかどうかと云ふことが察知せられねばならない。

A アントロボロギーに於ける形而上學の基礎づけ

a カントの形而上學の基礎づけの成果とそれの据えられたる基礎

純粹理性批判に於けるカントの形而上學の基礎づけの個々の點に於ける研究は、その成果として、カントが最後に、存在論的綜合即ち超越 (Transcendentale Einbildungskraft) の可能性の基底 (根據) として超越論的構想力 (transcendentale Einbildungskraft) に行き當つたと云ふことを見出した。さてこの基底の確立、時間性としてのそれのより根源的な解説はカント自身の形而上學の基礎づけの成果と云へるであらうか? 或ひはこれと異つた成果を生じるのであるのではなからうか?

基礎づけの成果がそれの「結果」の中にはない場合には、基礎づけがその遂行の生起そのものゝ中於て (in ihrem Geschehen als solchem) 形而上學の成立證明の問題に對して何を啓示してゐるかと問はれなければならない。何かカントの基礎づけに於て生起したのであるか? それは、存在論的可能牲の成立證明が超越即ち人間の主觀性の啓示をなしとげることに終つてゐること以外の何ごともないものである。

形而上學の本質への問ひは人間の「心性」Gemüthの根本的能力の統一への問ひである。カントの基礎づけは形而上學の成立證明は人間への問ひ即ちアントロボロギーに歸着することを明かにした

然しながらカントの成就したアントロボロギーは経験的なるもので決して超越的問題提出論に充分なるもの即ち純粹なるものでなかつた。當にそれ故に充分なる、即ち哲學的アントロボロギーが形而上學の基礎づけの目的のため一層鋭く要求せらるゝのである。

カントの基礎づけの歸着が、アントロボロギーと形而上學との必然的聯關係への洞観のうちに存在することは、カント自身の言葉によつてすら明確に證明せられる。カントの形而上學の基礎づけは「終局目的に於ける形而上學」即ちそれに宇宙論、心靈論、神義論、の三つの教説の屬する特殊形而上學 (*Metaphysica specialis*) の成立證明を目標としてゐる。形而上學が「人間の自然素質」としてその可能性との限界とに於て理解さるべきであるかぎり成立證明は純粹理性の批判としては、この形而上學をそれの最も内面的なる本質に於て了解しなければならない。人間的理性的最も内面的なる本質は、理性をしそれが人間的理性であるかぎりいつもかたり動かすところのその關心の中に自らを示してゐるのである。「私の理性のすべての關心（思辨的なもあらむまた實踐的なも共に）は次の三つの問のうちに纏められる」

- (1) Was kann ich wissen?
- (2) Was soll ich tun?
- (3) Was darf ich hoffen?

この三つの問ひは、それ即ち *Metaphysica specialis* としての本原的形而上學の三つの教説の結びつてゐるところのものである。人間の智識 (*Wissen*) はたゞ在るところのものとしての最も廣の意味に於ける自然を問題にする（宇宙論）行爲 (*Tun*) は人間の振舞であつて人格と自由を問題にする。（心靈論）期待 (*Hoffen*) は淨福としての不滅、即ち神との一致を問題にする（神義論）

この三つの根源的な關心は人間を自然的生存者としてではなくして「世界市民」（*Weltbürger*）として規定する。そして「世界市民的意企」に於ける、即ち本原的哲學の領域を形づくるのである。それ故にカントは彼の論理學講義の序説に於て哲學一般の概念を開拓するにあたつて次の如く云つてゐる「かかる世界市民的意味に於ける哲學の領土は次の問ひの中に現はれる。（① Was kann ich Wissen? ② Was soll ich Tun? ③ Was darf ich Hoffen? ④ Was ist der Mensch?）

この場合には以前の三つの間に對して第四の問ひが出現してゐる。この第四の人間への問ひはその前の三つの問ひに對して外面上的にしかも餘計に繼ぎ加へられたのでなからうか？何故ならばすでに唯理的心靈論 (*Psychologia rationalis*) が特殊形而上學として人間を取扱つてゐると考へられるからである。

否、カントはこの第四の問ひを單に前の三つの問ひと繼ぎ加へたのではないのである。却つて彼は云ふ「根本的に云へば、我々はこれ等のすべての問ひをアントロボロギーと呼んでもいいであらう。その故は、はじめの三つの問ひは最後の問ひに關係するからである」

かくすることによつてカントは彼の形而上學の基礎づけの歸信をば他に動かし得ない程明瞭に云ひあらはしたのである。基礎づけの反復の試みはこれによつてその課題を明瞭に示めされたのである。勿論カントは單に漠然とアントロボロギーについて語つてゐるのである。然しながらこれまでの究明にしたがつて哲學的アントロボロギーのみが本原的哲學即ち特殊形而上學の基礎づけを引き受け得るのであると云ふことは疑ひ得ないのであらう。かくしてカントの基礎づけの反復は「哲學的アントロボロギー」の體系的洗練をその課題として遂行せなければならずそしてそれが先づ第一に哲學的アントロボロギーの理念をば規定せなければならぬのではないか？

(b) 哲學的アントロボロギーの理念

哲學的アントロボロギーとは何であるか？アントロボロギーとは一般に何であるか？そして何によつてアントロボロギーが哲學的アントロボロギーと呼ばれるものになるのであるか？アントロボロギーとは人間智を云ふ。それは肉體的・心理的・精神的存在としての人間の本性について知り得られるところのすべてを抱括してゐる。アントロボロギーの領域の内には人間の動物及植物と區別せられた特定の種屬として單にあるものとして確立せられる諸特質のみならず、人間の蔽されてゐる素質性格、人種、性の相違もまた屬するのである。なほまた、人間が單に自然的生存者として存在するのみではなくむしろ行爲し、創造するものであるかぎり、アントロボロギーはまた行爲するものとしての人間が自分自身を行爲することによつてそれ今までつくり上ぐるところの、そしてつくり上げ得またつくり上げねばならないところのものを把握しやうとこゝろみねばならないのである。人間の可能と當爲は結局はいつでも人間そのものが占め得べき根本的立場——それを私たちは「世界觀」と呼びそれの「心理學」は人間智の全體を抱括するのであるが、——之に基いてゐるのである。

人間の肉體的、生物學的、心理學的考察としてのアントロボロギー中に於て、性格學心理分析論、人種學、教育的心理學、文化形態說、世界觀の典型說として合流するところのものは、その内容から云つて見渡し難いのみならず、その問題の立て方、說明の要求、敘述の目的、傳達の形式、そして最後には、その主導的なる前提より見るも皆相本的に異つてゐる。これらの總てがそして遂には一般に存在するところ

のものゝ全體が何等かの仕方でつねに人間に關係せしめられかくしてアントロボロギーに算へ入れられるかぎり、アントロボロギーは非常に廣範なものとなり遂にそれらの理念は全く無規定に陥るのである。

アントロボロギーは現代に於ては最早や單に一つの學說に對する題名たるだけではなくして、現代の人間の、彼自身及び存在するところの全體に對する立場の根本的傾向を表現してゐる。かゝる根本的立場によれば、何ものかは、それが一つのアントロボロギー的解明を見出した場合にのみ認識せられ了解せられるのである。アントロボロギーは人間についての眞理を探求するのみではなくして、今や眞理一般が何を意味し得るかと云ふことに對する決定を要求してゐるのである。

「いかなる時代も今日の如く人間についてそれ程多くそれ程多様に知つてゐる時代ではない。いかなる時代も人間についての智識を今日程突き込んだそして複雑な仕方で表現した時代はない。いかなる時代もこの智識をそんなんに迅速にそしてた易く呈供し得る時代はこれまでに無かつた。しかも今日程いかなる時代も人間とは何であるかと云ふことを知つてゐることの少ない時代はないのである。我々の時代に於て程人間が問はるべきものになつた時代はこれまでないのである」（マラクス・シェラー、宇宙に於ける人間の地位十三頁）

マラクス・シェラーは既に幾年も以前から哲學的アントロボロギーに就いて語つてゐる。「精確なる判断力を有する人にとっては、哲學の中心問題は、人間が何であるかそして彼が宇宙の内に於て、神及び世界に對していかなる形而上學的地位と立場を占むるかと云ふ問ひに還元せられるであらう」（人間の理念に就いて）シェラーはなほその特殊なる鋭さをもつて、人間の本質に就いての諸規定の多様性が單純に一つの共通の定義の中に押し込められるものでないことを認めてゐる。「人間とは一つのそのやうに廣範な様々に彩られたる多種多様のものである。だからあらゆる定義はそれに對しては短くたけの合ないものである。人間はあまりに多くの目的を持つてゐる」（同上）かくしてシェラトの努力は——晩年に於ては一層強められる新らしい生産性を持つて來たのであるが——人間の統一的な理念を獲得することに貢献したのみなくして、かゝる統一的な理念を獲得すると云ふ課題に伴ふ本質的な困難點と混亂とを明瞭ならしむることにも貢献したのであつた。

然しながら哲學的アントロボロギーの持つ根本的な難點は、かゝる多面的なる存在の本質規定の體系的統一を獲得しやうとする課題の中に於て始めて存するのではなくしてむしろ哲學的アントロボロギーと云ふ概念そのものゝ中に、最早やいかに豊富にして明晰なる人間學的智識を以つてしても蔽ふことの出來ない難點が存するのである。

いかにして一つのアントロボロギーが哲學的と呼ばれるものになるのであらうか？經驗的アントロボロギーと哲學的アントロボロギーの差はその有する普遍性の度合にするのであらうか？普遍性的度合によるとするならばいかなる度合によつて經濟的のそれが棄止せられて哲學的のそれになるのであるか？

確かに一つのアントロボロギーは、その方法（Methode）が哲學的であるかぎり即ち人間の本質觀照の意義に於て用ひられた場合には、それは哲學的と呼ばれる。かゝるアントロボロギーは、私たちが人間と呼ぶところの存在者をば、植物や動物やその他の存在者の分野から區別し、かくすることによつてこの一定の存在者の領域の特殊固有の本質編成（die Spezifische Wessensverfassung）を明瞭ならしむることを目標としてゐる。哲學的アントロボロギーはかくして一つの人間の領域的存在論となりそして人間の領域的存在論としては、これと共に存在者の全領域を分有するところの他の存在論と置き換へられる。かく解せられたる哲學的アントロボロギーは云ふまでもなく、アントロボロギーとしての問題提出方法の、内面的構造の基礎に立つことなきが故に、哲學の中心ではあり得ない。

アントロボロギーはまたそれがアントロボロギーとして哲學の目標を或ひはまた哲學の出發點を、或ひはこの兩者を同時に規定するかぎりに於て哲學的である。哲學の目標が世界觀の精磨と云ふ點にありとするならば、その場合には、アントロボロギーは「宇宙に於ける人間の地位」を限界づけなければならないものになるであらう。そして人間が、絕對的に確實なる認識の基礎づけの順位に於て、何にもましてどこまでも第一に與へられそして最も確實なるものであると云ふことが認められるならばそのときには、このやうに計畫せられたる哲學の設立は人間の主觀性をばその中心的なる頂點に置かなければならぬであらう。かくて第一の課題は第二の課題と一致し、この兩者はアントロボロギー的考察として、人間の領域的存在論の方法と成果とを利用することも出來やう。

然しながらまさにこのアントロボロギーの哲學的性格の限界づけの多數なる可能性そのものよりして、この哲學的アントロボロギーの理念の無規定がすでに明になつてゐるのである。この無規定性は、あらゆる哲學的アントロボロギーの根底に何等かの形で少なくとも潜んでゐる経験的アントロボロギー的認識の多様性が見失はれない場合には一層明かである。

哲學的アントロボロギーの理念はそれの多義性にもかゝはらずそのやうに自明で自然的であるにしても、そしてまたそれは不可避的にいつもまた主張せられるにしてもそれと同様に哲學に於ける「アントロボロギスマス」は常に攻撃せらるであらう。哲學的アントロボロギー理念は單に隈なく規定されてゐないのみでなく、哲學

全體のうちに於けるその機能は不明晰に無差別に止まつてゐるのである。

かゝる陥缺は哲學的アントロボロギーの理念の内面的限界のうちにその根據を有してゐる。その故は哲學的アントロボロギーの理念そのものが明らかに哲學の本質よりして基礎づけられてゐるのでなくして反つて先づ最初に外面的に把握せられたる哲學の目標とそれの任意の出張點より始められてゐるからである。かくして遂に哲學アントロボロギーの規定は、アントロボロギーとは中心的な哲學的諸問題に對する一つの可能ある貯水池であると云ふやものになつてしまふ。かゝる特質、それの外面性と哲學的疑義とを何人も見誤り得ないであらう。

然しながらたとひアントロボロギーが何等かの仕方に於て凡ゆる哲學上の中心問題をその中に呼び集めてゐるにしても、しかも、何故にこれ等のものが、人間とは何であるかと云ふ問ひに還元されるのであるか？人がかゝる問ひを提出しやうと思ひついたときののみこの問ひに還元せられるのであるか、或ひはまた、これ等の問題が必然的にこの問ひに還元さるべきものなのであるか？そして若し必らずこの問ひに還元さるべきものであるならば、一體その必然性の根據はいづくに存するのであるか？云はゞ、哲學の中心問題が人間より派出し、しかもそれが單に人がそれを提出すると云ふ意味のみではなく、この問題が其の最も内面的な實質に於て人間へ關係してゐると云つたやうなものであるか？いかなる限りに於て凡ゆる中心的な哲學的諸問題が人間の本質の裡にその生誕地を有するのであるか？一體いかなるものが一般に中心問題であるか、そうしていづくにその中心點が存するのであるか？それの問題提出方法が人間の本質の裡に生誕地を有する如き中心點の持つところの哲學思考とは一體いかなる哲學思考を云ふのであるか？

これ等の問ひがそれの内面的な體系論に於て (in ihrer inneren Systematik) 提出せられ、規定さるゝに非ざるかぎり哲學的アントロボロギーの理念の内面的限界は決して姿を現はしないであらう。これ等の問ひの討究なくしては、哲學の内部に於ける哲學的アントロボロギーの本質、權利及び機能を決定するに必要な地盤を見出しえないのである。

絶えず繰り返して哲學的アントロボロギーの企が常識的論證に於て表はれそしてこの學說の中心的地位を哲學の本質より基礎づけることなくして主張するであらう同様にまたアントロボロギーの反対者はまた、人間は存在するところのものゝ中心にあるのでなくしてむしろ存在者の「大洋」がそれと並んであると云ふことを柄にとつて競ふであらう。それは一つの哲學的アントロボロギーの拒否、しかもこの拒否そのものが決して哲學的アントロボロギーの主張以上に一步もより進んだ哲學的な拒否ではないのである。

かくして哲學的アントロボロギーの理念に對する批判的考慮は單にそれの持つ無規定性と内面的限界とを將來したのみではなくして何よりも先づ第一に、一般に哲學的アントロボロギーの本質への根本的な問ひを提出すべき地盤と闕とがこの問題に缺けてゐると云ふことを明瞭ならしめたのである。

それ故に、カントが本原的形而上學の三つの問ひを、人間とは何であるかと云ふ第四の問ひに還元したと云ふそれだけの理由で、この問ひ自身をアントロボロギーに屬する問ひであるとし把握し、形而上學の基礎づけをばアントロボロギーに移し變えることは性急すると云ふ譏を免れないであらう。アントロボロギーは、それがアントロボロギーであると云ふ理由に據つては、必らずしも形而上學をば基礎づけると云ふわけにはゆかないのである。

然しながら、カントの基礎づけの本原的な成果は當にこの人間の本質への問ひと形而上學の基礎づけとの聯關係であつたのではなかつたか？そしてこの聯關係が反復せらるべき基礎づけの課題を導くべきであるのではないか？

之にもかゝはらず哲學的アントロボロギーの批判は、單に人間とは何であるかと云ふ第四の問ひを提出するだけでは充分でないと云ふことを明らかにした。之とは逆に、この問ひの無規定性そのものが究極に於て今もなほカントの基礎づけのも重なる成果が未だ把握されてゐないと云ふことを示してゐるのである。

(c) 人間の本質への問ひとカントの基礎づけの本原的成果

私たちが何等か或る一つの定義或ひは方式化されたるテーゼに引つかゝつてゐる間は、カントの基礎づけの本原的成果に一層近づいてゐないと云ふことが段々と明かになる。カントが言つたところのものではなくして、カントの基礎づけそのものうちにも於て生じたところのものを再び問題にする場合にのみ私たちはカントの本原的な哲學思考に近づきるのである。ただこの生起の解明にをのみこれまで論證遂行せられたるより根源的な純粹理性批判の解釋は目標として目差して來たのであつた。

然して何がカントの基礎づけの生起そのものに於て本原的に明かになつたのであるか？

それは、超越論的構想力が据えつけられたる基礎であると云ふことでも無ければこの基礎づけが人間理性の本質への問ひになつたと云ふことでもなくして、それよりもカントが主觀の主觀性的開示にあたつて彼自らに依つて据えつけられたる基底より後退したと云ふ事實である (dass Kant bei der Entthüllung der Subjektivität der Subjektes von dem ihm selbst gelegten Grunde curückweicht.)

この後退が成果に屬するのであるか？そして何がその中に起つたのであるか？人

々がカントのその誤謬を正さなければならぬとするやうな不齊合が生じたのであるか？決してそうではない。それは反つて、カントがその上に最初に於て批判をうち立てたところの土臺を基礎づけるに際して直ぐから崩壊せしめたといふことを明かぬしめてゐるのである。(Es macht vielmehr offenbar, dass Kant bei seiner Grundlegung sich selbst den Boden weggräbt, auf dem er anfangs die Kritik stellte.)

純粹理性の概念と純粹感性的理性の統一 (Einheit einer reinen sinnlichen Vernunft) が問題になつた。そして主觀的主觀性への尋究、「主觀的演繹」が不明のまゝに殘されたのである。カントは彼のアントロボロギーに、それが經驗的で純粹でないが故にのみ頼らなかつたのではなくして、むしろこの基礎づけの遂行に於てこの基礎づけそのものによつて人間への問ひの方そのものが問はるべきものになつたが故に頼らなかつたのである (sondern weil im Vollzug der Grundlegung durch diese selbst die Art des Frogens nachdem Menschen fraglich wird.)

人間とは何であるかと云ふの問ひに對する答を探がむことが重要なのではなくして、先づ第一に、いかにして形而上學一般の基礎づけに於てひとり人間のみが問はれ得るし、また問はれなければならぬのであるか、と云ふことを問ふことこそ重要なのである。

人間への問ひの問題性 (die Fruchtbarkeit des Fragens nach dem Menschen) こそはカントの形而上學の基礎づけの生起の中に於て明るみに押し出されたところのその問題提出方法なのである。今や始めて、カントの彼自身に依つて据えつけられた基底、即ち超越論的構想力の前よりの後退——それは純粹理性を教ぶ目的のもとに即ち形而上學自身の土臺の固定のために行はれた——こそは形而上學の土臺の崩壊そしてそれ故に形而上學の支えなき深淵を曝露せしむるところの哲學思考の動き方である、と云ふことが明かになつたのである。

この成果よりして始めてこれまで論じて來たカントの基礎づけのより根源的な解釋がその正當さとその必然性の證明とを獲得するのである。單により一層根源的に深くならうとする空虚なる渴望や、多くもの識りにならうとするためではなくして、基礎づけの最も内面的な特性とそしてそれと共にその最も固有なる問題提出方法とを開示することに、解釋の全努力はそゝがれたのである。

かくして基礎づけが、人間とは何んであるかと云ふ問ひを推し除け或ひはまだこれに完全なる答を與へたりするのではなくして、むしろ、この問ひを始めてその問題性に於て明かならしむる場合には、それへと特殊形而上學 (Metaphysica specialis) 即ち本原的な哲學思想が導びき還元されなければならぬむかのカントの第四の問ひはいかなる立場をとるのであるか？

私たちはこの第四の問ひをば、私たちが今や獲得したところの基礎づけの成果の了解 (Aus dem Jetzgewonnenen Verstandnis des Grundlegungsergebnis her) よりして、精練しそしてそれに對して、あまりにも性急なる答を提出することを斷念した場合のみに始めて、それが本性提出するべきやうに提出することを得るであらう。

何故に、1) の問ひ (① Was kann ich wissen? ② Was sol ich tun? ③ Was darf ich hoffen?) が第四の問ひに關係せしめられるのであるか？何故に、人はこれらの全體をアントロボロギーに歸することが出來たのであるか？何がこの三の問ひに共通なものであるか？そしてこれ等の問ひが第四の問ひに還元され得る程それほど統一的であると云ふのは如何なる見地の下に於いてあるか？この第四の問ひが前の三つの問ひを統一的に自己の裡に攝取しそれを擔ひ得るために、己れ自からは如何に問はなければならぬのであるか？かく先づ問題を提出すべきである。

人間理性の最も深奥なる關心 (Interesse) はこの三つの問ひに纏められてゐる。

その裡に、人間理性の Können Sollen Dürfen が問題になつてゐる。

一つの Können が問題になりそして自らをその可能性に於て限界づけやうとする時、すでにそれは一つの Nicht-Können に於てあるのである。全能者は、私は何をなし能ぶか？即ち、何をなし能ならか？と問ふを要せない。それはたゞにしか問ふを要せなほのみでなくその本性上よりして一般にかかる問を提出し得ないものであるこの「得なし」と云ふことは缺陷を意味するのではなく、反つて、いかなる缺陷もそして「なし」と云ふことも觸れ得ないことを意味するのである。しかるに私は何をなし能ぶか？と問ふところのものはかく問ふことそのことによつてその有限性をあらはしてゐるのである。そしてその最も深奥なる關心に於てかかる問ひに全く動かさるゝもののは、それの本質 (存在) の深底に於ける有限性を啓示してゐるのである (offenbart eine Endlichkeit im Innersten seines Wesens.)

一つの Sollen が問はるる時には、かく問ふところの存在は「可」と「不可」との間を動搖してゐる、そして爲してはならないとのもののによつて惱まされてゐる。その根底よりして Sollen に關心づけられてゐるところの存在自分が (あるものを) なしとげてゐなほと云ふことを知つてゐる (Weiss sich in einem Nach-nichtfehlhaften) —— かも、この存在にとつては、一般にいかなることがらをなすべきであるかと云ふことすらが問題なのである。なにものかをなしとげてゐないのみでなく、何をなすべきか未だ限定されてゐなほとこののつとめを未だなしとげてゐないと云ふこと (Dieses Nachricht eines selbst noch unbestimmt Einfüllens) は、その最も深奥なる關心に於て問ひに關係するところの存在がその根底に於て有限で

あるふれやんふを告げてゐるのである。

一つの Dürfen が問はるゝ時には、かく問ふところの存在に對して許るわれでゐるところのもの或ひは拒否せられてゐるところのものが顯はれてくる。即ち期待され得るところのもの或ひはされ得ないとところのものが問はれてゐるのである。而して期待するところのことが何ものかを缺いてゐると云ふことを現はしてゐるのである。(Alles Erwarten aber offenbart eine Entbehrung) そして人間理性中最も深奥なる關心の中にこの缺陥が生ずるならばそれは人間理性そのものゝ有限性を證據立てゝゐるのである。

然しながら人間理性はこれらの問ひに於てその有限性を曝露してゐるのみではなくして(むしろ人間理性の最も深奥なる關心はこの有限性それ自身にかけられてゐるのである。人間理性が有限性そのものを問題にするのは、決して Können Sollen Dürfen そのものを取り除きかくしてそれのものゝ有限性を消滅せしめるためではないとして反つて逆に、この有限性そのものゝたゞ中に於て自己を保つために、この有限性それ自身をひだすふに確知せんがためなのである。Allein, die menschliche Vernunft verrät nicht nur Endlichkeit in dieser Fragen, sondern ihr innerstes Interesse geht auf die Endlichkeit selbst. Es geht ihr darum, nich etwa das Können. Sollen und Dürfen zu beseitigen, also die Endlichkeit auszulösen, sondern umgekehrt darum, dieser Endlichkeit gerade gewiss zu werden, um in ihr sich zu halten.)

され故に、有限性は純粹人間理性に單純に附着してゐるのみではなくてむしろ純粹人間理性は有限化するのみ、最も有限的であり得るふことの關心なのである (sondern ihre Endlichkeit ist Verendlichung, d. h. „Sorge um das Endlichkeit-Können“)

ふのことよりして次のことが明かになる即ち、人間理性は、それが前に述べた三つの問ひを提出するが故に、有限的であると云ふことのみでなくなほ一層それとは逆に、人間理性は有限的なるが故に、なほ一層進んで云へば、人間理性が理性であることに於てこの有限性それ自身を問題にする程それ程有限であるが故に、これ等の問題を提出するのである (Sie stellt diese Fragen, weil sie sendlich ist, und zwar so endlichl, dass es ihr in ihrem Vernunftsein am dreee Endlichkeit selbst geht) これ等の三つの問ひがこの一つのこと即ち有限性を尋究するが故にこれらも「一つの問ひは第四の問ひ、人間とは何であるか?」に結びつけられるのである。

然かも、この三つの問ひが第四の問ひに結びつけられるのみではなくしてむしろこれ等の問ひは一般にそれ自身第四の問ひにほかならぬのである、その故は、これら等はその本質にしたがつて必然的に第四のものに結びつけられなければならぬ

のである。しかしながらこの結合は、第四の問ひがそれの先づ最初に與えられたる一般性と無規定性とを廢棄してしまひ、それに従つてこの問ひに於いて人間に於ける有限性が問題にされるところの明瞭性 (Eindeutigkeit) にまで齎らされたる時にのみはじめて、本質必然的 (WesensNotwendiger) なるものとなるのである。この意味の問ひとしてそれは、初めて四つの問ひに後から從ふではなくして (Nachgeordnet) それは最初 (第一番) の問ひの地位を占め、そして他の三つのものを並ぶのいやよつ放ちやるのである。

しかしながらこの結論と共に今や、人間への問ひの凡らゆる規定性にもかゝはらず、否當にこの規定性そのものによつて、この問ひの有する問題が始めて鋭くなつてくるのである。即ち、人間への問ひとはいかななる種類の問ひであるか、そして、一般にこれ以外になほまだ他の人間に關する (アントロボロギーに屬する) 答があり得るかどうかと云ふことが問題になつてくる。かくして今やはじめてカントの基礎づけの成果が、その基礎づけの中には形而上學の基礎づけの反復のより根源的な可能性があらはれてゐると云ふことを鋭く明瞭ならしめたのである。

形而上學の基礎づけは人間に於ける有限性への問ひに、しかもこの有限性がこゝに於いてはじめて問題になり得ると云ふことに懸つてゐる。形而上學の基礎づけは我々の即ち有限的なる認識のその諸要素への「分析」(分析論) „Auflösung“ (Analyse) である。カントはそれを一つの「我々の内面本性の研究」(Studium unserer inneren Natur A. 703 B 731) と呼んでゐる。然しながらこの研究は、この研究がそれをによつて本質的に導かれるところの問題提出方法が充分に根源的且つ抱括的に理解せられ、そしてそれよりして「我々」自己の「内面本性」が人間に於ける有限性として問題にさる場合にのみはじめて、人間への任意の無方針の問ひであることを止めてもしる「哲學的にとつてその以上義務」ともあるのである。

哲學的アントロボロギーは假令いかに種々様々の且つ重要な人間に關する認識を齎らすにしても、それは、それがアントロボロギーであると云ふたゞそれだけの故を以つてしては決して哲學的根本的教程である權利を得ることは出來ない。その反対に、哲學的アントロボロギーは、人間への問ひをなによりも先づ形而上學の基礎づけ目的に於て問ひとして發達せしむべき必然性をば蔽ひかくしてしまふと云ふ絶えざる危険を自らの裡に藏してゐるのである。

それにもかゝはらず、哲學的アントロボロギーが——形而上學の基礎づけの問題の範圍内に於て——それに獨自の種類の問題を提示すると云ふこと及び如何にそれをするかと云ふ點は今の場合問題にはなり得ないのである。——(未完)——

學內報

學則改正

豫て文部省に申請中の専門部學則一部改正の件は、先般認可があつたので四月一日より實施することになった。

卒業式豫告

學部第六回、専門部第四十二回卒業式並に大學豫科終了式は附屬關西甲種商業學校第十五回、同第二商業學校第五回卒業式を兼ねて本月二十日午前十時天六學舍講堂に於て舉行の筈である。

校友總會並に校友懇親會

校友總會並に校友懇親會は本例年の如く校友總會並に校友懇親會は本月二十日(卒業式當日)午後六時より大阪中央公會堂に於て開催することに決定した。

開催豫告

衆議院議員第十七回總選舉に於て本學關係者中當選者は左記の通りである。

小川郷太郎氏(舊講師)
勝田永吉氏(舊講師)
武内作平氏(明二三法)
瀧正雄氏(舊講師)
津原武氏(推)
内田信也氏(評議員)
野田文一郎氏(明二七法)
清瀬一郎氏(舊講師)

北浦圭太郎氏(大六專法)
廣瀬徳藏氏(明三四法)

高等試驗合格者

本誌第七十六號學內報所載高等試驗登第者中掲載洩れの分を左に追記する。

司法科合格 長島隆成(大一大五法)

移動

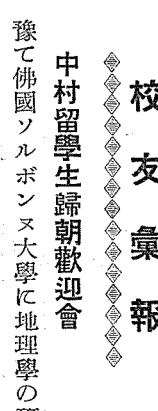
沖中恒幸(講師)左記に轉居
兵庫縣武庫郡甲東村神呪字合ノ本一ノ九

二商彙報

卒業試驗施行——自二月十日至同十五日

尙試驗終了後常識週間として二月二十一日迄課外教授をなす。

第一二學年學年試驗施行
自三月八日至同十五日



中村留學生歸朝歡迎會

校友彙報

豫て佛國ソルボンヌ大學に地理學の研

感想と懇切な希望とを述べられ、開宴と共に出席者一同は自己紹介の名によつて代る々々立ち、諧謔と滑稽と皮肉に溢れた所懷を披瀝して心から中村氏を迎へ、これ等の至情に對して中村氏は、花やかな巴里仕込みの瀟洒な姿に相應しい町重要な言葉を以て、恩師と學友に謝辭を述べ所があつた。かくて宴はますます酬に一同は十年前の學窓を回顧する快談と鮮かにして上品な隠し藝とは時の過ぐるのも忘れて十二分に歡を盡し、大正十一年會員の堅實な發展と幸福とを祝し合つて九時半頃散會した。

尙從來鴻鳴會、木偶會等の名稱によつて二、三に分れてゐた大正十一年會は、之れを機會に同年度卒業生と因縁淺からぬ岩崎教授を顧問として大團結し、糸島西本丹、矢野古川、三島の諸氏を次回幹事として斡旋を依頼し、共存の理想を目指して堅實な會合を催すことを誓つた。因に當日の出席者は左記の諸氏であつた。

衆議院議員第十七回總選舉に於て本學關係者中當選者は左記の通りである。

小川郷太郎氏(舊講師)
勝田永吉氏(舊講師)
武内作平氏(明二三法)
瀧正雄氏(舊講師)
津原武氏(推)
内田信也氏(評議員)
野田文一郎氏(明二七法)
清瀬一郎氏(舊講師)

岩崎教授 小泉教授 新町教授
糸島實太郎 今西文人 西本寛一
和田正節 柿原拓 吉川太三郎
四辻菊治 辰巳經世 谷喜代雄
丹二良 中村良之助 長久保昇
歌橋千秋 矢野國臣 山本彌一郎
八木弦三 古川武 藤川等
天野平一 三島律夫

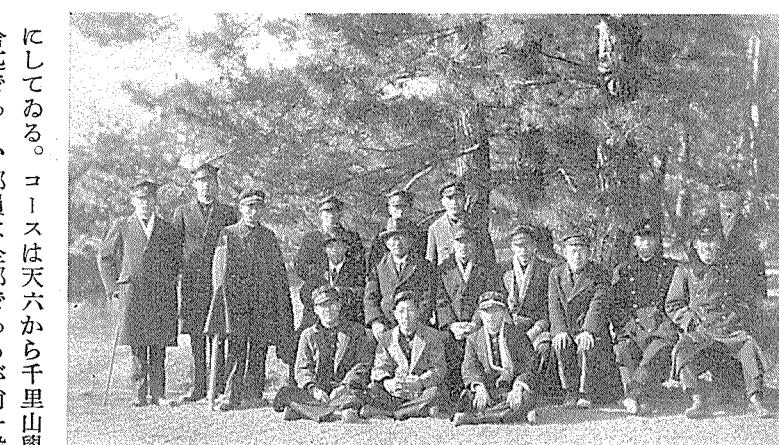
動 静

水野義怒氏（描）愛媛縣字和島區裁判所監督判事たりしが今回退職。
遠藤正一郎氏（大二專經）谷中建築事務所營業部より同建築研究所（東京市京橋區常盤町二）に轉勤。

移 動

秋山米藏（大三專法）天王寺區松ヶ鼻町五
唐津繁雄（大五專商）中河内郡北江村鴻池
山上干城（大五專商）門司市玄明町三丁目
植松圭太（大七專法）東京市麹町區元園町一七〇四
近藤友房（大九專法）北區老松町二丁目二
安藤藤綱（大二專法）東京市赤坂區三
箕浦秀之助（大二專經）北區曾根崎中一丁目
今西文人（大二專大商）九、大同病院
小林喬（大一四專金）住吉區昭和町西一丁
壺見正員（大二專商）神戸市切戸町五七
神保敏男（大一五專法）東淀川區十三東ノ町
牟田口峰雄（大一五專法）北區若松町一四、官
油谷英一（大一五專法）舍
山本賢吉（昭二專法）露口市太郎（昭二專法）
芦田文一（昭二專經）正田麻治（昭二專經）
兵庫縣武庫郡瓦木村二

學 生 紙 報



(照參事記號前、會敬崇陵廟影撮念紀別送るけ於に陵帝德仁)

徒歩は過度の勉強にも耐え、よく健康を維持すると確信してゐる。天を蔽ふ煤煙に喘ぐ都會居住者には清澄なる大氣を満喫し脚力を養ふ必要を痛感する、況んや意氣激渾たる青年に於てをや。

この徒歩登校例會は毎土曜日に行ふこと

第一回 徒歩登校例會——一月二十一日新春の酷寒曉闇を衝いて天六に七時集合、二十四分出發、一行の元氣益々旺盛、旭日眞向に躍り霜白き郊外を照して大氣清澄霜柱を踏み碎く靴の音、高笑し高吟實に愉快なものだつた。二里の道も樂々と愉快に千里山大グランドに到着したのが午前八時五十三分、圓陣を張り學歌を合唱、萬歳三唱して汗を拭ひ言ひ知れぬ喜びを湛えながら第一時限の授業に入つた當日の參加者（集合順）

河村教授 平井三朗 中江 異

西澤良平 中山謙一 國友則親

阿部正貫 伊村教官 近藤喜慶

岡澤卓郎 竹若隆三 小田切酉

山下入壽男

第二回例會——一月二十五日、午前七時二十分集合、同三十分出發、八時五十五分千里山學舍到着

參加者（集合順）

平井三朗 山本清之助 河村教授

奥西茂樹 平井孝道 佐藤元一

阿部正貫 西澤良平 國友則親

竹若隆三 北本正勝 近藤喜慶

小田切酉 中江 異 中山謙一

コース及タイム

天六（七、三〇）——長柄橋南詰（七、三八）

——柴島ステーション（七、五二）——夢禪寺

踏切（七、五六）——大楠の森（八、一〇）

大吹橋南（八、一三）——豐津幼稚園（八、四

二）——千里山學舍（八、五五）

——平井君報——

にしてゐる。コースは天六から千里山學舍迄であり、部員は全部であるが尙一般

にしてゐる。コースは天六から千里山學舍迄であり、部員は全部であるが尙一般

にしてゐる。コースは天六から千里山學舍迄であり、部員は全部であるが尙一般

居中調停 Mediation と對 Conciliation の地位

校友 加地 良七

ならば、立博士は調停は、國際紛争平和的處理方法中に所謂居中調停 mediation と異なるものである（國際法外交雜誌第二十八卷第十號二頁）と述べて居る、果して然らば、Conciliation の Mediation に對する地位を考究することは決して徒爾でないと信する。

I

主として中世紀殊に羅馬法皇に依り、國際間の紛議解決方法として採用せられた居中調停 Médiation に關し（其例に就くには Moore; International Law Digest Vol. VII. pp. 2-22; Fauchille; Traité de Droit International Public Fomé 1. 3 Part pp. 526-533; Liszt, Das Nölkerecht p. 416 等參照）、學者中には或は是を國際紛争平和的解決方法として認めわる者（Woolsay; Dalker等）、或は獨立したる國際紛争平和的解決方法として認めわる者（Hall等）等を見ると雖も、既に多數學者の通説が是認し、國際法史を飾る多數の事實が證明し、剩へ海牙第一號條約第二章は周旋 Bons offices と共に此居中調停に關し堂々八ヶ條に涉る規定を設け、又混同され易き周旋に居中調停を含蓄せしめば、國際條約に居中調停條款を設け、居中調停の條約義務化を圖るものも存した。（例の一八五年の巴里條約、舊韓國對英米佛獨伊諸國との各修好通商條約の如し）。從て是を一獨立の國際紛争平和的處理方法として國際法上是認するも敢て不可なく、既に國際法上居中調停と獨立呼稱することが妥當せられ得る以上、假令居中調停と全稱せずして、單に調停と略稱するも、此 Médiation; Vermittlung を指すものと術語用するも亦不可なし、然るに近年等しく調停と呼稱すと雖も、其原語は Conciliation; Vergleich に關する場合が多々認めらるゝに至り、二者果して原語相異つて意義實質相同じきか、或は譯語相等しくして其原意相異なるや當に一個の疑問を我國際法術語上に投じ來れるものと言はねば

先づ調停制度が今日の發展をなすに至つた経路を尋ねることが必要である。

第一回海牙平和會議に於ける第一號條約第二章は周旋及び居中調停に關する規定に就いて七ヶ條の規定を、又第三章は國際審査委員會を設け是に關し六ヶ條の規定をなし、以て從來の居中調停及び周旋の如く、紛争當事國の外交談判に於ける調停方式或は紛争當事國の外交談判の取次方式のみならず、特別居中調停 Médiation spéciale 及び國際審査委員會 Der Commission Internationale d'Enquête に依る、紛争當事國の外交談判を除外したる上、第三者に依り専ら紛争解決又は紛争原因事實の審査をなす方式を認めたのである。次いで第二回海牙平和會議は Dogger Bank Case に關する審査報告書の經驗に鑑み、第三章の大改正をなし、舊條約が國際審査委員會に關し僅々六ヶ條の規定をなすに過ぎなかつたに對し、新條約は第九條以下第三十六條に至る實に二十八ヶ條を費すに至り、委員會組織に依る審査制度の成文化は益々精微となつた、翻て英米を主とする仲裁々判制度の發達は總括的仲裁々判條約締結の運に迄至らしめたるも、米國會の反対に遇し、其結果は轉じて遂に國際審査委員會制度の採用を主眼とする Bryan Friedensplan の實現となり、米國對二十八ヶ國間の各別 Bryan Peace Treaties が成立し、是に依つて國際紛争の國際委員會審議制度が益々擴められた。世界大戰の終結するや排戰思想は國際聯盟を產出し、國際聯盟は専ら平和的解決方法を採用する事を以て原則とし、新に國際聯盟總會又は同理事會に依る審査を以てする方法を設定した。此審査は勸告の性質より更に拘束性を含む解決條件を含む調書を以てする一新紀元を國際紛争平和的處理方法中に劃するに至つたと雖も、其の茲に至る影響を受けたのは尙且前記の海牙平和條約及びブライアン平和條約にある事は瞭である。而して聯盟規約の認むる紛争處理方法は、仲裁々判司法的解決及び右の審査に過ぎなかつた。顧るに仲裁々判及び司法判決の如きは規約第十三條第二項が明示する如く條約の解釋、國際法上の問題、國際義務違反となるべき事實の存否並該違反に對する賠償の範圍及び性質に關する紛争と言ふが如き所謂法律的紛争に關しては、審に適用の可能性多きのみならず國別仲裁々判條約は裁判附託の義務化を圖り、更に國際司法裁判所規程は是等紛争の應訴義務を強調する狀態であるが、一步政治的紛争の圈内に入つて考ぶるに、聯盟總會又は聯盟理事會の審査に關しても其の一切を附託し其勸告に俟つことは、或は理に於て間然する所ながらんも現下國際社會の實情は卒直に受納せられ難きものが存する。既に政治的紛争に關し聯盟總會又は同理事會の審査制度が右の如しとせば裁判制度は勿論爾餘の方法に至つては、義務的附託乃至は附託可能性が頗る減少せる状態にあり。加之聯盟規約が國際紛争平和的處理方法としては限定方針を採つて居るかの如く解せらるゝ餘地が存するが故に、ブライアン和平條約を模範となしたる提議が、一九二〇年十一月の第一回聯盟總會へ、諾威、瑞典等のスカンヂナビヤ諸國より、是等裁判の圈外に逸し易き紛争の平和的處理方法として、調停委員會處理方法を採用し、是を聯盟規約に追加せんとの議となつて顯はれ、此提案は第二回聯盟總會にも繰返され、第三回聯盟總會（一九二二年九月二二日）で調停委員會の設置を各國間の條約を以て規定すべきことを各國に對し勸告することに決議するに至つた。此決議前にあつても、或は獨逸瑞西間の調停仲裁々判條約（一九二一年一二月三日）の如く、或は智利瑞典間の

會に依る審査を以てする方法を設定した。此審査は勸告の性質より更に拘束性を含む解決條件を含む調書を以てする一新紀元を國際紛争平和的處理方法中に劃するに至つたと雖も、其の茲に至る影響を受けたのは尚且前記の海牙平和條約及びブライアン平和條約にある事は瞭である。而して聯盟規約の認むる紛争處理方法は、仲裁々判司法的解決及び右の審査に過ぎなかつた。顧るに仲裁々判及び司法判決の如きは規約第十三條第二項が明示する如く條約の解釋、國際法上の問題、國際義務違反となるべき事實の存否並該違反に對する賠償の範圍及び性質に關する紛争と言ふが如き所謂法律的紛争に關しては、審に適用の可能性多きのみならず國別仲裁々判條約は裁判附託の義務化を圖り、更に國際司法裁判所規程は是等紛争の應訴義務を強調する狀態であるが、一步政治的紛争の圈内に入つて考ぶるに、聯盟總會又は聯盟理事會の審査に關しても其の一切を附託し其勸告に俟つことは、或は理に於て間然する所ながらんも現下國際社會の實情は卒直に受納せられ難きものが存する。既に政治的紛争に關し聯盟總會又は同理事會の審査制度が右の如しとせば裁判制度は勿論爾餘の方法に至つては、義務的附託乃至は附託可能性が頗る減少せる状態にあり。加之聯盟規約が國際紛争平和的處理方法としては限定方針を採つて居るかの如く解せらるゝ餘地が存するが故に、ブライアン和平條約を模範となしたる提議が、一九二〇年十一月の第一回聯盟總會へ、諾威、瑞典等のスカンヂナビヤ諸國より、是等裁判の圈外に逸し易き紛争の平和的處理方法として、調停委員會處理方法を採用し、是を聯盟規約に追加せんとの議となつて顯はれ、此提案は第二回聯盟總會にも繰返され、第三回聯盟總會（一九二二年九月二二日）で調停委員會の設置を各國間の條約を以て規定すべきことを各國に對し勸告することに決議するに至つた。此決議前にあつても、或は獨逸瑞西間の調停仲裁々判條約（一九二一年一二月三日）の如く、或は智利瑞典間の

審査委員會協約（一九二〇年三月二六日）の如く、國別條約に於いて調停に關し協定に達したものもあつたが、此決議後は、（一九二三年二月二十四日）の瑞典、ウルグアイ紛争平和的解決協約をトップとして、爾後調停條約は陸續其數を増し、國際聯盟第九回通常總會は標準的一般條約を決議し、他方第六回ハバナ汎米會議の決議に從ひ一九二九年一月五日の米洲諸國間の仲裁々判及び調停に關する國際會議は華府に於て、亞米利加諸國間の仲裁々判、調停一般議定書を決議するに至つたのである。

聯盟總會が決議したる標準條約を始め、今日調停に關する各國別條約は、其數百に達し、其條約中には單に調停のみを規定するものあり、更に仲裁々判、司法的解決又は聯盟理事會の審査に關連せしむるものあり、且仲裁々判、司法的解決との關連に就いても、仲裁々判又は司法的解決と調停とを同一地位に置き擇一的附託義務を規定する條約もあれば、先づ調停附託義務を認め第二次的に裁判制度に附託せしむる旨を規定する條約もあれば、又例外的に特別の合意に依り裁判制度に附託せしむる旨を規定する條約も存する。

今是等調停條約の一切に就き、居中調停との地位を考察するに、其繁に堪えざれば、代表的なものとして數回の條約に據つて考察せん。

III

外交手段に依り解決し得ざる當事國間の紛争は、本條約の定むる調停手續に附託せらるべき旨の規定を受けて各條約は調停手續として附託すべき紛争の附託に關し種々なる規定を設けて居る。各種條約は大同小異であるが故に、先づ聯盟の標準條約議決に就いて見るに其第二條は

前條ノ紛争ハ紛争當事國ニ依リ構成セラル、常設又ハ特別調停委員會ニ附託セラルヘシ
と規定して居る（a型標準條約案b型標準條約案各第九

條、c型標準條約案第二條、d型標準條約案第十三條、e型標準條約案、f型標準條約案各第十二條亦同じ）、調停條約に於ける調停に依る紛争解決機關は調停委員會 Conciliation Commission, Commission de Conciliation; Vergleichsratである。標準條約は右の如く委員會調停を常設調停委員會と特別調停委員會に區別し、此兩君に關し規定を包含せしめて居るが、將來の紛争に關し調停に附すべき旨を約する調停條約にあつては、殆ど全條約が常設調停委員會を設置して居ることを規定する（例之ロカルー各種條約第二條參照）が故に、事實上に於ては特別調停委員會を設置することは、彼かる國別條約を締結しある場合には極めて稀少の例外の場合に屬することゝなる。全米仲裁調停條約第一編全米調停議定書 Convention Générale de Conciliation Inter-Américaine 亦常設委員會主義を採用して居るが、此常設委員會は一九二三年五月三日智利 Santiago 條約に依り設立された審査委員會 Commission d'Enquête を利用することにして居る（第一條）。

今常設調停委員會の構成を見るに、ブライアン平和條約が五名の委員組織方法を採用して（第二條）以來、調停委員數は五名を以て組織するを原則として居る（總議決第四條、a型案b型案各十一條、c型案第七條、d型案第十五條、e型案t型案各第十四條參照）此原則に對し、エストニア、芬蘭、ラトヴィア、波蘭の所謂波爾的調停及仲裁々判條約は特別補充委員 membre supplémentaire なるものを認め、各紛争當事國につき一名を第三國々民を以て補充し得るとして居る（第六條）。

七名組織方法は、各當事國より一名宛の自國民を委員に指名し、爾餘の三名に就いては各別國籍者にして、當事國領土内に居住せず又當事國の職務に從事せざる第三國人中より各紛争當事國合意に依り任命せらるゝとなすものと（總議決a型、b型、c型、d型、e型、f型各前掲諸條）、各當事國より一名宛の委員を自國民中より選定し（此委員に關し、多數の國別條約は標準條約の如く Among their respective nationals の當該國籍人中よりの字句を示さずして、單に One member shall be chosen from each country 即ち一名は各當事國より選出せらるべしとなすものあるも、爾餘の三名の委員に關する規定に照し考ふるに自國民以外より委員に指名することは、法理解釋は別として、實際に於ては蓋し稀有（であらう）、爾餘の三名に就いては合意に依り異なる國籍を有す三名の委員を選定すべしとなすものと（例之瑞典調停條約第三條、佛蘭西セルブ、クロアチア、スロヴェニア間仲裁々判條約第四條、ロカルー條約乙、丙、丁、戊各附屬書第四條等）、各當事國は自國より各一名の委員又第三國より各一名の委員を選任者、爾餘の一名は兩國政府の合意に依り締約國の何れの人民にも非ざる者より選任せらるゝとなすものと（例之米獨調停條約第二條の如し）、更に締約國は各一名の委員を任命し（à leur gré 或は nach freier Wahl 等の自國の注意に基く可き語あるも省く）、爾後の三名に就いては締約國々民でない、而も締約國の領域内に其住所を有し又は締約國の職務に從事し又は從事した事のないものを以てすとなすもの（蘭獨仲裁々判及調停條約第十三條、瑞西伊太利調停及司法的解決條約第三條）とが存する。前掲波爾的條約の如く締約國が四ヶ國なるものは、四締約國各一名の委員及び合意に依り第三國々民中より一名を選任せらるべきものとするが（第六條）、是非右の内の第二種類に包含せしむる可とする。ブライアン平和條約は米獨調停條約と同一選任方法を採用して居たが、海牙條約は特別居中調停の場合には、各紛争當事國は各一國を居中調停國として選定す（第八條）となし、國際審査委員會の場合には、審査條約を以て構成方法を定むべきも特別規定なき場合には、仲裁々判に關する同第一號條約第四十五條及五十七條に從ひ、先づ各當事國より一名は自國民又は自國が常設裁判所裁判官とし

選定し（此委員に關し、多數の國別條約は標準條約の如く Among their respective nationals の當該國籍人中よりの字句を示さずして、單に One member shall be chosen from each country 即ち一名は各當事國より選出せらるべしとなすものあるも、爾餘の三名の委員に關する規定に照し考ふるに自國民以外より委員に指名することは、法理解釋は別として、實際に於ては蓋し稀有（であらう）、爾餘の三名に就いては合意に依り異なる國籍を有す三名の委員を選定すべしとなすものと（例之瑞典調停條約第三條、佛蘭西セルブ、クロアチア、スロヴェニア間仲裁々判條約第四條、ロカルー條約乙、丙、丁、戊各附屬書第四條等）、各當事國は自國より各一名の委員又第三國より各一名の委員を選任者、爾餘の一名は兩國政府の合意に依り締約國の何れの人民にも非ざる者より選任せらるゝとなすものと（例之米獨調停條約第二條の如し）、更に締約國は各一名の委員を任命し（à leur gré 或は nach freier Wahl 等の自國の注意に基く可き語あるも省く）、爾後の三名に就いては締約國々民でない、而も締約國の領域内に其住所を有し又は締約國の職務に從事し又は從事した事のないものを以てすとなすもの（蘭獨仲裁々判及調停條約第十三條、瑞西伊太利調停及司法的解決條約第三條）とが存する。前掲波爾的條約の如く締約國が四ヶ國なるものは、四締約國各一名の委員及び合意に依り第三國々民中より一名を選任せらるべきものとするが（第六條）、是非右の内の第二種類に包含せしむる可とする。ブライアン平和條約は米獨調停條約と同一選任方法を採用して居たが、海牙條約は特別居中調停の場合には、各紛争當事國は各一國を居中調停國として選定す（第八條）となし、國際審査委員會の場合には、審査條約を以て構成方法を定むべきも特別規定なき場合には、仲裁々判に關する同第一號條約第四十五條及五十七條に從ひ、先づ各當事國より一名は自國民又は自國が常設裁判所裁判官とし

て任命したる者及び更に一名の審査委員を任命し、右四名の審査委員は合意の上一名の上級審査員を選定する（第十二條）こととした。

締約國の領域内に居住するとか、其職務に從事したとかせぬとか言ふが如きは調停委員其者の職務に對する公平正直の觀念に依り一見左右せらるゝことなきが如くであるが、事實は大いに考究の價値があるものであることには、石井子爵が所謂石井ランシング協定に關し「ランシング氏は支那最負であつた、夫は彼が系累の然らしむるので已むを得ざる所であつた。彼は前に國務卿にして退官後に支那政府の顧問であつた」「フォスター」氏の女婿であり、義父を助けて支那辯護の勞を執つた人である。ランシング氏が系累關係から支那最負であつただけに、我輩が彼と支那問題を談するに解からず不便と困難とを實驗したのは事實である（國際賛議第十卷第二號二〇頁及二一頁）と言へる事に依り、其一場が證明せらるゝと信する。標準條約が是を排斥したるは、紛争平和解決の満足が公平に達せられんとする點よりの注意として尊ぶ可きであるが、今後の國際紛争は民族的鬭爭の情勢を漸次露し來るとなすことは、彼の國際協力事業にせよ國家主權歸屬問題にせよ非常に此民族的勢力の擡頭に傾注せらるゝより敢て否定すべきではないとせば、此民族的問題を調停委員の條件として考慮すべきではなかつたであらうか。

次に第三國人より委員を選任する場合に於ては、第三國人の所屬國家の承諾を受けるのが存する場合が認めらるゝが故に、當事國の選任又は當事國間合意に依る選任の場合には、公式任命に先ち豫め第三國人所屬國の内諾を得置く可とする。更に此自國以外の者の任命に關する右各種の規定を比較するに、單に「異なる國籍」と云ふ時は、特定の第三國人に偏在するの傾向を招來せぬであらうか、又締約國々民に非ざる者と言ふが如くんば、一切の無國籍人をも包含せんとするのであらうか、又第三

國々人となすときは無國籍者は排斥するの意であるか惟ふに調停は適當なる人を得ることが必要であるが故に廣汎なる人類を包含し得る方法を探ることを是なりと信ずる。

特別調停委員會は紛争事件發生後に於て、調停委員會が構成せられるのであり爾後の構成方法に就いては常設調停委員會と異らない（總議決第五條、a型案、b型案各第十二條、c型案第八條、d型案第十六條、e型案、f型案各十五條）。

次に委員會議長に關し、多數條約は規定を有するも、ブライアン條約の影響を直接に受けた米獨條約の如きものは、何等議長乃至は上席委員の規定を設けて居ない。議長任命に關する規定を有する多數條約も、其任命方式或は條件には差違を有して居るが、當事國々民中より議長を出すことは調停の公平圓滿なる遂行に對する妨害となり更には兩當事國を公平に遇するの所以でないが故に各條約共に是を避けて居り、或條約は當事國間の合意に依りて任命せられた三名の委員中より（此委員は原則として第三國々民中より任命せられた委員である）當事國が選任（瑞西佛蘭西前掲、ロカルノ前掲諸條約、蘭獨前掲）すと雖も、彼爾的條約は第三國々民中より選定せらるべき委員は當然議長となるものとするのである。

海牙第一號條約の居中調停特別居中調停に關しては議長を認むるの餘地なく、國際審査委員會に關しては審査條約を締結し、是に依つて議長を決すべきも、是に關し規定を設けざる場合には、常設仲裁裁判所に關する規定に従ひ、上級審査委員が當然に議長になるものとなつて居る。

居中調停者は元來國家たると、其機關たると、個人たるとを問はず何者にても調停者たり得たるものであり、海牙條約の居中調停は一國又は數回を居中調停者となすものであり、何れも勿論委員會組織ではない、又特別居事國の解任若くは同意の撤回の如き所謂法律上の終任事

の委員會組織であることの淵源となるものではない。

四

調停委員會委員の任期は三年を原則とする（總議決第四條第二號、a型案、b型案各第十一條第二號、c型案第七條第二號、d型案第十五條第二號、e型案第十四條第二號、佛蘭西、セルブ、クロアート、スロヴェニア條約第四條第二項、波爾的條約第八條、ロカルノ乙、丙、丁、戊各附屬書第四條第二項、瑞西佛蘭西條約第三條第二項）と雖も、定期任期に關して規定を設けざる蘭獨調停條約及び瑞西伊太利調停及司法的解決條約の如きもの及び終任期に關し全然規定を缺除する米獨調停條約も存在する。

調停委員會委員の任期の更迭は全員同時に更迭改選すべきか、將又其中の一部に關しては順次に更迭改選を行ふ可きか、此點に關しては標準條約始め何れの條約も何等の規定を設けない。而して任期に關する規定及び補充規定等に依り按するに、是は同時更迭改選をなすものと推せられる。倘然らば任期満了に依る更迭改選に依り、前任者は再選任命を受けるを得ないのであるかと言ふに標準條約始める記の任期制を採用する各條約は再選重任を認めて居る。但し調停手續が進行し居らざる間は自國の選任に懸る委員を罷免し、或は共同して任命したる三名の委員の各々の任命に對する同意を撤回することに依り任期中の更迭をなし得るものとした。是と同時に調停事務の進行中に假令満期が到來すと雖も、當該事件に關しては、其事務の終了する迄は其職務を遂行すべきものとする。（前掲諸條）、波爾的條約は標準條約と任期中の解任問題に關し表裏を行き、締約國間に別段の協定あるに非ざれば常設調停委員會委員は其任期中解任せらるゝことを得すと規定して居る（第八條）。

委員の終任事由に就いては、右の如き任期満了又は當事國の解任若くは同意の撤回の如き所謂法律上の終任事

由に限らるべきではない。法律上の終任事由の外委員の辭任申出、失踪、死亡等の場合に於て是等をも終了の事由として數ふべきであり、更に第三國々民を調停委員に任命したる場合には、後日其委員の所屬國家が調停委員として立つ事の許可を取消したるが如き場合には、委員となるべき人の意思に關せず本國政府の行政處分に依り委員就任の事實上の不能を來すが故に是亦終任事由と解すべきである。

是等終任事由に關し、條約は如何なる態度を示し得るか。標準條約は..... May occur as a result of death, resignation or any other cause へ転じ、波爾的條約は.....En cas de décès ou de retraite de l'un d'eux へ転じ、ロカルノ條約は..... par suite de décès, de démis-

sion ou de quelque autre empêchement (佛蘭西セルブ・クロアート・スロヴニーヤ條約亦同じ) と言ふも、米獨條約は終任事由を列舉せずして、單に缺員 Vocations の生ずる場合と頗る抽象的且概略的ならしめ、蘭獨條約は唯に具體的に終任事由を示さざるのみならず、更に抽象的概括的に缺員の生ずる場合とも言ふ事を敢てせずして、單に此事實の存在を前提として「補充の場合には」

im Falle der Ergänzung と言ひて済まして居る。
具體的事由に限定して終任事由を規定することは、或
は精細に各場合を網羅するならば兎も角、我々の見る失
踪及び第三國々民に就いて母國政府の就任許可取渡の事
由等に就いても缺除せる折柄、寧ろ具體的事由例示主義
をとり終任事由を規定することを、推奨すべきである。
然して條約成文の明確を期し將來の疑問を残さぬ様にな
すが爲めには、非學示主義よりは遙かに精細舉示の上例
示主義となすことが望ましいのである。

成立し合意に依り委員を任命すべき場合に於て、此合意が審査委員が選定すべき上級審査委員の選定に就き投票相半ばしたる場合に於ては當事者の協議を以て指定したる第三國の上級審査委員の選定を委託し、若し指定に關する合意成立せざる時は當事者は各自異なる一國を指定し其の指定せられたる國は協議を以て上級審査委員を選定す、二月の期間内に右兩國間に合意成立し能はざるときは兩國は常設裁判所裁判官名簿に就き當事者の指定したる裁判者に非ず且當事者の何れの國民にも非ざる者の中より各二人の候補者を出し抽籤を以て該候補者中上級審査委員たるべき者を定む(第四十五條、第十二條)として居るが、標準條約總議決第六條第一號は

條) とし、ロカルノ諸條約は三月の期間内に構成せらるべし(乙、丙、丁、戊各附屬書第五條) とし、米獨條約は標準條約と等しく六ヶ月主義に依據し、爾餘の諸條約はロカルノ條約と等しく三ヶ月主義に依據して居る。常設委員會を存せざる特別調停委員會の組織期間は、標準條約に依れば..... a special commission shall be constituted for the examination of the dispute within a period of three months from the date at which a request to that effect is made by one of the parties to the other party. 聰も紛争發生時に於て當事國の一方が他方へ調停に附すべしことを通告したる日より三ヶ月の期間内に組織すべしとする(總議決第五條、a 型案b 型案各第十二條、c 型案第八條、d 型案第十六條、e 型案f 型案第十五條)。

常設調停委員會委員の補充任命期間に關しては、標準條約は遲滞なく（最短可能期間内）within the shortest possible time と言ひ（第四條第三號）、波爾的條約は成るべく一月内にと言ひ（第八條）瑞西佛蘭西條約及佛蘭西セルブ・クロアート・スロヴェニヌ條約は缺員發生の時より三月内（第三條、第五條）と云ふて居る。是等の期間内に當事國が調停委員を任命して同委員會を組織構成せぬ場合には、標準條約は國際聯盟理事會議長が任命をなすものとし、三ヶ月の場合（特別委員會の場合を想定指稱す）に關しては各當事國は同數の候補者名を定め是を提供せしめ、是に依つて抽籤を以つて決定すべしとなすも（第六條）、何人が決定するものなりや、即ち同條第一號に從ひ國際聯盟理事會議長が決定するや、第二號に從ひ當事國が選定せる第三國間の抽籤に要するや、將又當事國自らが抽籤するや判然せず、唯候補者を提供submit と言ふ點より見れば當事國に非ざることのみは推定し得られるのであるが蓋し規定の不備と言ひ得やう。トマなし、波爾的條約は第三國々民中より選定せらるべき獨條約は瑞西聯邦大統領に必要なる任命を依頼するこ

議長に就ては締約國の一の請求に基き常設國際司法裁判所長に依りて任命せらるべく、任期満了に際し改任の行はれるときは更に次期の三ヶ年を延長するものとして居る。然れ共是等の第三次的任命事項に關しては米獨條約の如く全然其の規定を免除するものも存する。波爾的仲裁々判及調停條約の規定する特別補充委員の任命期間に關しては、紛争當事國に對し議長によりて補充すべき事を紛争當事國に請求したる日より六週間を超えたる期間内に第一次的に任命せらるべく若し任命が此期間内に行はれるときは議長に依り選定せらる（第六條）右の外紛争當事國の常任委員更代に關し諸條約は紛争調停事務の遲滯なく行はるべき事を慮り紛争を委員會に附託したる日より十五日の期間内に限り實行し得可き規定を有す。

五

右の如く常設調停委員會の委員は條約の發效と共に、紛争の有無に拘らず任命せらるゝと雖も、委員會の使命とする所は、紛争の調停に依る解決を圖るに存するを以て公平妥當なる解決結果を擧げ、調停を有效化するが爲めには、其委員が當該事件につき充分なる智識を有し又充分なる授權がなされることを要する次第であるが、豫め當事國が任命し置く當事國委員が、當該事件に臨み、果して此適格を有すべきかは一の疑問であり、時には委員以外に適切なる者あるやも圖られなし。それで當該事件に臨んで紛争事件の判断に最も適切なる者あらば其者をして事件の調停事務を管掌せしむる事が、實に本調停の爲めに望ましきのみならず、又紛争當事國としても諒めしき次第であるが故に、標準條約は

Within fifteen days from the date on which a dispute has been brought by one of the parties before a permanent conciliation commission, either party may replace its one commissioner, for the examination of

the particular dispute, by a person possessing special competence in the matter. 〔規定〕（總議決第八條、a型案^a型案各第十五條、c型案第十一條、d型案第十九條、e型案^e型案各第十八條）ロカルノ條約は

Dans un délai de quinze jours à partir de la date au le Gouvernement (A) ou le Gouvernement (B) avait porté une contestation devant la Commission permanente de conciliation, chacune des parties pourra, pour l'examen de cette contestation, remplacer son Commissaire par une personne possédant une compétence spéciale dans la matière. 〔規定〕（N・E・T・成附屬書第七條）蘭獨條約は

Innerhalb von vierzehn Tagen nach dem Fage, au welchem einer der beiden vertragsschließenden Teile eine Streitfrage vor den Standigen Vergleichsrat gebracht hat kann jede der Parteien für die Behandlung dieser Streitfrage das von ihr bezeichnete Mitglied des Standigen Vergleichsrats durch eine Persönlichkeit ersetzen die in der Angelegenheit besondere Sachkunde besitzt. 〔規定〕（第十二條）に居る。且つ紛争事件附託後十五日（又は十四日）の期間内に各當事國は紛争審査の爲め當該事件に付特別なる智識（又は技能）を有する者をして自國常任委員に代替せしむることが出来るのである然し此權能の行使は必ず對手紛争國へ通知せられねばならぬ。而して此通知を受けたる對手國も亦通告到着の日より十五日（又は十四日以内）以内に同様の代替をなし得る。前掲各條約は此旨を明定して居る。蓋し公平に兩紛争當事國を遇せんとするに外ならぬ。

此常任委員の代替は専ら當事國の利益を代表すべき自己國選任の自國民の委員に限られるのであり、第三國々民たる委員は、其選任が當事國の任命に係ると、將又當事國の合意に係るとを問はず代替せらるゝことはない。然し當つても是等の思想が顯現せられ、獨立、榮譽又は重大

六

海牙平和條約は、重大なる意見の衝突又は紛争を生じたる場合に於て、兵力に訴ふるに先ち居中調停に依頼すとの規定をなし、居中調停に附託せらるゝ紛争の種類に關しては何等の制限を設けず、若し事情もく許さば如何なる紛争も居中調停に依頼し得たのであるが、調停條約は仲裁々判及び司法的解決等の連絡を圖る點より、假令性質上は如何なる紛争と雖も此調停を利用し得るも、紛争の性質種類上より又は紛争附託の順序上より如何なる紛争を調停に附し易からしむるかは稍々條約に依つて取扱を異にし、或は法律的性質の紛争に關しては、仲裁々判、司法的解決等の裁判制度を先行様式となすものあり、是等に就いても調停との間に併行様式をとるものあり、又調停先行様式に從ふるものあり、或は政治的性質の紛争に關しては専ら調停に依らんとするものあり、或は調停の先行様式をとるものあり、或は併行様式を裁判制度との間に認めるとするものも存するのである。然し斯かる見解を離れて、國際紛争平和的處理方法中の紛争處理國際機關其他の第三者に依る處理方法に附することに就きて、從來の紛争に於ける留保紛争種類と本條約の目的とする紛争に關する何等かの留保關係を顧るに、從來の居中調停は其性質に鑑み紛争種類に就き何等の留保はあり得ないのであるが、特別居中調停は、平和を破るの虞ある重大なる紛争を生じたるとき云々と言ひ、恰も紛争種類の制限の如くに感ぜられるものを存した。然し是は紛争程度に關するもので、紛争種類に關するものでない。古來國家主權の問題と帝國主義的外交政策の問題の結果として、國際的判断、審査、又は干與容喙は是を第三國又は國際機關によりなさるゝを潔しとせず、寧ろ自國の事件は自國で處理せんとの思想に依り、仲裁々判の如きは成可ご回避せんとし、特別仲裁々判條約を締結するに當つても是等の思想が顯現せられ、獨立、榮譽又は重大

なる外交政略に關する事項等は常に留保事項となされて居た。此留保思想は單に事實上の見解を異にする場合に於ける見解の審議の爲めに國際委員會の制度にも入り來り、海牙條約第九條亦名譽又は重大なる利益に關係せず云々…… n'engagant ni l'honneur ni des intérêts essentials の字句を採用して居る。此留保こそは紛争の種類に關する制限であるが、是等の制限が現下の調停條約に如何なる影響を與へて居るであらうか。

今標準條約第一條は、總議決三十九條下になさるべき留保に從ひ、本議決採擇の當事國の紛争は本章の條件に依り調停手續に附託すべし」と規定して居るが故に、第三十九條の留保事項を見るに

These reservations may be such as to excludes

from the procedure described in the present Act:

a) Disputes arising out of facts prior to the accession either of the Party making the reservation or of the any other Party with whom the said Party may have a dispute:

b) Disputes concerning questions which by international law are solely within the domestic jurisdiction of states.

c) Disputes concerning particular cases or clearly specified subject-matters, such as territorial status, or disputes falling within clearly defined categories

の規定である。

a 號は本條約案受諾前の原因に懸る紛争に關するが故に敢て問はない。又 c 號も特別事件又は領土的地位に關するが如き明白に特定問題に關する紛争又は明確に決定せらるる範圍に入る可き紛争例之特定條約の結果として紛争附託方法が特定の事項に就き特定せられる紛争の如き特別事件に關する紛争であるが故に、特別事件となす條約の規定如何を觀察するの要あるも是にして既記の如き留

保あるに非ざれば、問題視するに當らない。b 號は國內專管事項と國際法上承認せられた問題に關する紛争は是を除外するとなるものにして、此種の留保は國際聯盟規約第十五條第八項が承認して以來常に重要條約の條結に附纏る難物である。全國内專管事項に就き濫りに外國の干渉干與に遇するが如きは、獨立國家として獨立不羈をして此規定がなさるゝことは固より何等の不可はないと雖も、加も此國內問題條項は解釋に從へば、獨立、榮譽、重大なる外交政略に關する問題の多數が此留保範圍中に入るのみならず、假令國內事項たりと雖も外國との交渉を有するに至るは事既に涉外的性質を有するが故に外ならぬに拘らず此國內管轄事項を除外するは舊留保事項の表現の技巧の拙劣さを稱して換骨代替するに外ならぬ否より以上廣汎に涉ることあるべき除外をなすものと言ひ得る。涉外的事項が國內專管事項なりや將又國際管轄事項なりやに關しては、多數例は當該具體的事項を紛争目的として直接に取扱ふや、將又是が監督責任等の場合より視察するやに依ること多きも、其他數種の場合を併せて見るも、孰れも紙一重の隔りに過ぎぬのである。今は規定を國際調停制度上に見たのは、假令今日此規定の除去方法を講ずるは困難ならんも確かに今後の發達上に興へるゝ一瑕疪となすべきであり、成可く速かに改正せられんことを望むのである。

瑞西、伊太利條約は國內管轄事項と雖も國際紛争の目的となり、國際交渉を有すべきと承認し、若し常設國際司法裁判所が條約國の一方に屬する裁判所又は其の他の官憲に依る決定の全部又は一部を以て國際法に反するものと認め且當該條約國の憲法が前記決定の結果を行政上に依り取消すことを全く許さざるか又は充分に許さざる場合には被害當事國は他の形式の衡平なる補償を許與せらるべしとの規定(第十七條)をなし、以て國內管轄事項の調停附託除外が招來する弊害を除去するが爲め

に、一轉して國內專管事項に對する不法の附託は法理上除外せらるゝも、國際的交渉事項の附託を認め、進んで國內管轄事項の蔭にひそむ弊害を除去せんと努めて居る狀態が明白に察知し得られるのである。

次に標準條約案中 a 型條約案 b 型條約案各第三條に存する。

in the case of a dispute the occasion of which, according to the municipal law of one of the parties, falls within the competence of its judicial or administrative authorities, the party in question may object to the matter in dispute being submitted for settlement by the different methods laid down in the present convention until a decision with final effect has been pronounced, within a reasonable time, by the competent authority.

の規定は、ロカルノ條約第三條の規定中にも見ゆる條文にして、紛争の國際性を是認し、國內官憲の適當なる最終處置に依り當該國としての態度の決定を見たる上紛争すべきものにして調停手續に附託し得べきものならば其時始めて調停手續に附託すべきものとなすのであるが、是は正面的視察であり、更に方面觀を變ぜば、國內官憲が國內法に従ひ適法なる確定判決其他の處分に出た以上は既に國內專管事項論の精神を以て調停附託の留保となし得る規定ともなる。従つて此場合には正に瑞西伊太利條約第十七條等の規定の欲しない所である。

是等を顧るに從來の國際裁判制度なり又は國際審査制度なりが留保事項として居た所謂諸政治的事項の紛争に關しては、表面は其蔭を没したるやに見ゆる(調停條約に非ざるも日本瑞西間司法的解決條約第一條は、自國の緊切なる利益、自國の獨立若是自國の名譽に關し又は第三國の利益に關係ありと各自認めたるものを除外して居る)從て調停條約の國內事項に關する留保は海牙條約に認めらるゝ留保思想より直接に淵源して居るものではな

卷之三

標準條約は彼かる留保の對手國に及す影響を慮り、本總議決の受諾に當り此留保は表示せらるべきことゝし、紛爭當事國にして司法的解決又は仲裁々判に關する總議決條項を受諾する場合には、明示がなければ調停には附留保が適用せらるゝものと認められない事の規定がなされて居る。(總議決第三十九條第三號及第四號)。

右の如き陰陽例を除けば、各假紹社は總てに其種類の如何を問はず假令或場合には事情の許す限り according to circumstances service なる条件を付するに止む。

一般的に各紛争を調停に附託すべきものとなして居り又は附託し得るものとして居る。

七

紛争が發生した場合に於いて、常設調停委員會の設置なき場合には、既述の如く特別調停委員會が組織構成せらゝと雖も、當事國の合意に依りて選任す可き委員を得ることは、當事國間の紛争支配心理に伴れて容易に合意に達し得ざるべく、第二次的方法に依り構成を見ることとなるであらう。次に常設又は特別調停委員會の設置せらるゝ場合に於いては、紛争當事國の雙方は合意に依り又は合意なき場合には當事國の何れか一方より議長に對し請求に依り事件の附託がなされる。此請求書には紛争の目的を略述すると共に調停に達する迄の一切の友好的措置を委員會が採用し得べき権限を委員會に託する旨の記載がなされねばならぬ。一方的附託が認めらるゝ事は從來の國際審査委員會又は居中調停等大いに異り、調停條約に依る調停の義務的たるの結果に外ならぬのである。若し當事國の合意に基かぬ場合ならば、該請求は他方の當事國へ遲滞なく送達することが必要であるが、米獨條約に依るときは一方的附託を認むるや、將又合意に基く事を要するやが、ブライアン條約同様明確でない。今此のとして居る。蓋し相手國へは成可く早く事件附託の事合は調停委員會に譲るべきものとし、此調停に優先地位を與へて居るのであり、蓋し調停の性質が居中調停亦は周旋等に比し解決方法の近代化として公平且有力なるを以てに外ならぬのである。

實を知らしめるの要あるを以てに外ならぬ。
調停は右の如く當事國より事件を調停委員會へ附託する場合に限られ、調停委員會より進んで紛争の調停を提供し得るものでない、即ち調停委員會には調停提供の能動的權能を附託せられないを原則とすると雖も、ブライアン條約を踏襲せる米獨調停條約は、國際委員會は之が爲め全員の同意を經て自發的に其の援助 service を提議することを得(第三條)と規定して居る、右の如き例外は別として事件附託を受けねば能動的權能の調停委員會になる事は、一面國際機關に依る紛争解決方法として、或は仲裁々判、或は司法的解決、或は聯盟理事會又は聯盟總會の審査等と同一制度を採用し同一步調に出で居るものに外ならず、他面居中調停が單に各紛争當事國より第三國又は其機關若くは個人に依頼し得るのみならず、更に進んで第三國又は其機關若くは個人より各紛争當事國に對し居中調停を提供し得るとは多いなる差違が存すると言ひ得る。更に居中調停は事實上につては、調停の提供若くは依頼、紛爭國雙方の合意、調停の範圍等を書面の形に作成すると雖も、法理上又は條約上より何等斯かる要式の書類に依るを要しないのであるが、調停の場合には(一)紛争の目的(二)調停に達する迄の一切の友好的措置を委員會が採用し得可き權限を委員會に託する旨の以上二要件を具備したる請求書(又は條約に依り依頼書)を以て附託する即ち要式書類に依らねばならぬのである。從て假令口頭又は電話に依り事件附託の通告をなすも、此要式書類を提出せねば事件の調停附託があつたるものと言ひ得ない。又假令書類は提出せられるとも右の二要件を具備せねば調停附託とはならない。此附託請求書所要事項は事情を異にせる國際審査委員會の審査條約の締結の思想を汲むものでもなければ、ブライアン平和條約の影響でもなく、唯從來の居中調停の實際的書類作成が成文化法化したのと、更に司法裁判の如く國際裁判思想の進化に依る影響と推する。

調停附託請求書には右の二要件で足るのであらうか、果して然らば從來の居中調停の如く紛争國雙方の合意（尤も是は合意のあつた場合に關すること多し）の有無、調停の範圍等は記載するの要がないものと見るべきであらうか、前者が必要なることは明瞭であらう。而して後者に關しては疑問視するの要がある。若し調停に附託し其審査報告に依る勧告又は審査後の勧告が紛争解決の爲めにならざるゝ前提として、紛争範圍を限定するが如き場合には果して調停の目的に背反せぬであらうかの點である。従つて若し調停の目的に背反するが如き紛争範圍の限定即ち調停に依り紛争が解決に達せられぬが如き範圍に關するならば、斯かる範圍の限定は承認し得ぬものと言はねばならぬ。然し紛争原因の個々につき分割の上其制限下に調停に附託するならば紛争を漸次全解決に導くが故に承認し得ると信ずる。故に調停の目的に背反せぬ範圍の限定等は宜しく附託請求書に掲記すべきである。（未完）

筆者は大正十三年本學専門部法律科卒業、同年四月高等研究科に進み爾後賀博士指導の下に國際公法を專攻し、大正十三年十一月國際法學會募集中にかかるグロチウス名著出版三百周年記念獎賞論文に「國際聯盟の將來を論ず」を寄せ入選受賞。昭和二年九月「國際紛争論」を卒業論文として優等の成績を以て卒業、爾來專心研究を續けてゐる篤學の士である。

（第七頁よりつづく）

の前提として各個人が労働することによる収益は個々別々の測定し算定し得らるゝことを必要條件と致しますがかかるることは個々の個人が各々別々に獨立して各々に單獨に生産に從事してゐる場合に限り始めて考へ得らるゝ思想であつて、多數人が共同し繼續して生産に從事してゐる場合——世間一般の生産は殆んど全部がこの種のもの一には各個人の労働によつて果してどれ丈けの物が實際に生産されたかと云ふことはそれは全く測定計算することの出來難いものである。然るに現今之社會組織に於ては殆んどあらゆる事物は悉くみな多數人の共同繼續の労働によつて生産されてゐるものである。従つて誰がどれ丈け程宛の生産をなしつゝあるか、爲したかと云ふことは實際問題としては全く測定計算することが出來ない問題である。

昭和四年度關西大學學友會收支決算

昭和四年度關西大學學友會收支決算(至昭和四年十一月)

千里山歌壇

卒業 鈴木武吉

悲みも喜びもあり兎も角も送り出さるる我等

か心は

了るさびしさ

かにかくに六年は過ぎぬ大いなる我思出とな
りこなるかも

寒霞溪にて

翼あらば玉筍峰を一と飛びに飛びまほしけれ

雷鳥のこと

枯草の堤に子供等坐り居て寫生するなり二月

の眞晝

失業の身はなど悲し新聞の案内欄を絶々見な
も

捨ててあるバットの箱を蹴る。云ふ悲しから

すや失業の身は

一括の確定料金にて、手数料の割り算にて
りける

明日からと思ひて寝る吾なれど来る日来る日
と尋ねて送れる。

を無爲に送れる

たれの音

名も知らぬ通りすかりにフト見たる人思ひ出
て雨ふる夜かな

云ひ切りて淋しき心かたくな吾性なるを悲

卷之三

今日の日もまた暮れぬるか窓に倚り沈む夕日
を悲し見てあり

まごい付く知らぬ仔犬の可愛きを胸に抱きて

頬すりするも

雨の日を病伏し居れば電灯のごもるも待たれ
嬉しくあるこ

卷之三

故 戸田省三氏藏書寄贈目錄 (本欄圖書館彙報)

著者	書名
戸田 海市 著	商業經濟論
吉田 一 著	工業經濟論
吉田 真三 著	會計學
飯島 輝一 著	鐵道講義要領
高橋 龜吉 著	金融經濟論
福田 徳三 著	金融の基礎知識
大日本文明協會編	經濟學原論教科書
山崎 覺次郎 著	經濟原論
天野 爲之 譯	資本及收入論
笠間 崑雄 譯	コーン財政學
十河 信二 共譯	アツクウオース鐵道經濟要論
笠間 崑雄	論語卷之一、二、三、四、(全四冊)
Marshall, A.	Money Credit and Commerce
Marshall, A.	Industry and Trade
Wither, H.	Poverty and Waste
Wolf, A.	Essentials of Scientific Method
Fowler, H. W. & Fowler, F. G.	The King's English
Meiklejohn, J. M. D.	The Art of Writing English
Layton, W. T.	An Introduction to the Study of Prices
Dalton, H.	Principles of Public Finance
Ford, H.	The Art of Extempore Speaking
Soddy, F.	Wealth, Virtual Wealth and Debt
Withers, H.	The Meaning of Money
Withers, H.	Poverty and Waste
Laski, H. J.	A Grammar of Politics
Stamp, J.	Studies in Current Problems in Finance and Government
Austin, B. & Lloyd, W. F.	The Secret of High Wages
Stamp, J.	The Fundamental Principles of Taxation in the Light of Modern Developments
The Fabian Society	Fabian Tracts. Nos. 1 to 218 (From 1884 to 1926)
Stamp, J.	Wealth and Taxable Capacity
Crowell, J. F.	Trusts and Competition
Robertson, D. H.	Banking Policy and the Price Level
Trotsky, L.	Towards Socialism or Capitalism?
Jevons, W. S.	Investigations in Currency and Finance
Macgregor, D. H.	The Evolution of Industry
Pigou, A. C.	Unemployment
Hobhouse, L. T.	Liberalism
Green, J. R.	A Short History of the English People 2 Vols.
Robbins, L.	Wages
Sadler, M. E.	Our Public Elementary Schools
Hecht, J. S.	A Challenge to Economists
Cannan, E.	Elementary Political Economy
Smith, S. C. K.	Looking at Pictures
Iconoclast	Fit to Govern!
Chapman, S. J.	Elementary Economics
Robertson, H.	Architecture Explained
The Fabian Society	What to read on Social and Economic Subjects
Brailsford, H. N.	The Living Wage
Pigou, A. C.	A Capital Levy and a Levy on War Wealth
Allen, C.	Putting Socialism into Practice
Bebel, A.	Woman: Past, Present, and Future.
Ellis, G. S. M.	The Poor Student and the University
Tawney, R. H.	Secondary Education for All, a policy for labour
Armstrong, L.	E. & Ward, I. C. Handbook of English Intonation
Palmer, H. E.	Everyday Sentences in Spoken English
Nesfield, J. C.	Oral Exercises in English Composition
Pritchard, F. H.	Essays of To-day, an anthology
Shaw, G. B.	Widowers' Houses: A Play
Lamb, M. & C.	Tales from Shakespeare
Ferreira, P. J. A.	An English Method (First Part)
Suzuki, K.	The New Europe and a Lasting Peace
Lawley, F. E.	Socialism and Railways
Symons, W. T. & Tait, F.	The Just Price, a financial policy for the independent labour party
Dutt, C. P.	Biology, an introductory course for classes and study circles
Laski, H. J.	On the study of Politics
Johnstane, J.	Scientific Method
Hutchins, B. L.	Robert Owen, social reformer
Morley, E. J.	John Ruskin and social ethics
Palmer, H. E.	What is Phonetics?
Cook, A. J.	The Nine Days
Mosley, O.	Revolution by Reason
Wallhead, R. C.	The International
Inge, W. R.	Science and Ultimate Truth
Bonar, J.	The Tables Turned, a lecture and dialogue on Adam Smith and classical economists
Hon, R. & Jowett, F. W.	Hon, R. & Jowett, F. W. Parliament or Palaver?
International Phonetic Association	The Principles of the International Phonetic Association
Defoe, D.	Robinson Crusoe
The University of London	Calendar for Thirty-Second Session 1926-27
Stoneham	A List of Books to be published during Autumn 1926
Independent Labour Party	Socialism and the Empire
Tower of London	Authorised Guide to the Tower of London.
Meakin, W.	What it is.
British Association	The Advancement of Science 1926
Cossa, L.	Premiers Elements de la Science des Finances
Bruno, G.	Le Tour de L'Europe pendant la Guerre (Cours Moyen)
Kron, R.	Der Kleine Deutscher
Nesfield, J. C.	English Grammar Series Book 4
Holmes, J. H.	Readings from Great Authors

寄贈先著者書名	千里山關大荻原井泉水井泉水句集	句會
諸	宮紫曉歩月の章、うき草日記	高井凡董新雜談集
森本百丸在岡俳諧逸士傳	九秋風記	
森本億麿鉢扣		
不猶蛇・削りかけ猪の早太		
越人・支考		
正岡子規黒汁二滴(岩波文庫)		
伊藤松宇校訂燕村七部集(岩波文庫)		

寄贈先	編著者	書名	編年
官房統計課	大山彦一氏同	工場統計表昭和三	
外務省	大阪市役所	千九百二十八年度	
産業部調査課	東京商工會議所	日本帝國委任統治	
同	同	地域行政年報	
東京工業大學	東京商船株式會社	東洋貿易研究昭和二年	編
金融研究會	同	労働組合法に關する調査	編
高窪靜江氏	同	我國銀行の合同問題	編
矢口孝次郎氏	東京工業大學	東京工業大學一覽	編
大山彦一氏同	大坂酒造共著	昭和四年度	編
譯 デボーリン唯物論 的辯證法と自然科學	高窪喜八郎編 法律學說判例總覽 手形編第一續編 甲子年	オフィシアル・ガ イド	著

學報維持費について

本學學報は卒業生各位に對し廣く毎號配附いたすのが本意ですが、經費の關係上遺憾ながら各位の御援助に俟たなければなりませんので、本年四月よりこれが維持費として年額金壹圓也御拂込の方に限り御送附することにしましたから希望者は左欄申込書と共に會計課宛御拂込を願ひます。

なほ御拂込なき方は四月以降送附を見合せることにしますから豫め御諒承下さい

昭和五年三月

關西大學學報局

(拂込方法は郵便爲替か振替のこと)
(振替番號は大阪貿易八七五番です)

學報申込書

一金 圓也 但學報維持費 ケ年分

(自昭和年
月
至昭和年
月)

No.

右金額相添へ申込候也

昭和年月日

氏名

關西大學學報課御中

明治
大正
昭和
年
專門部

科卒業

- 一、勤務先
- 一、現住所

(○維持費へ會計課へ納付ノコト)

校友會員名簿について

豫て本誌上で御知らせして居ります通り、校友會員名簿は基金として金參圓納入者に限り發行の都度配附することになつて居りますから、希望者は左欄申込書と共に基金を會計課宛御拂込願ひます

尙昭和五年度用名簿は先般印刷出來ました

昭和五年三月

關西大學校友會

申込書

一金 參圓也 校友會名簿基金

右金額相添へ申込候也

昭和年月日

氏名

關西大學校友會御中

明治
大正
昭和
年
專門部

科卒業

- 一、勤務先
- 一、現住所

備考 (○基金へ會計課へ
○住所勤務先等ノ移動へ學報課へ)

TANIGUCHI · PRINTER · BOOKBINDER · TANIGUCHI · PRINTER · BOOK



谷口印刷所

良い印刷と帳簿

時代に適應した みな様の印刷所

今日の製造工業界に於ては、設備の完全と技術の優秀とを期し、これらを合理化し能率増進を本位とするは時代の要求です。

弊所はこの要求に應じて歐米の最新式機械を増設し、且つ熟練せる技術者を擇選採用して、印刷工業界に斷然頭角を現しました。更に今回自動活字鑄造機を購入して、一日優に十數萬の新活字を鑄造し以て一度使用せる活字は再び用ひず、新鮮味ある印刷物を御得意各位に提供致します。斯くの如き製造の合理化は、必然的に品質の優良と、時間の經濟化、しかも價格低廉なる印刷物を供給して、皆様の御満足を得る事と確信致します。何卒「皆様の印刷所」として御鞭撻を仰ぎ、續々弊所を御利用されん事を偏に御願ひ申します。

場所一
四丁三上嶋堂區北阪大
四三一北話闇
場所二
四丁三山谷區東阪大
二二二六七七一一南話商

所業
四丁三上嶋堂區北阪大
九話闇
六三一五三一四三一
番六三一阪大音振

○特長 空氣清澄

大阪市此花區(北港住宅地内)

○市内教育理想境

市電春日出下車

生徒
淀の水高等女學校
募集

■募 集 人 員 一 年 一 五〇 名 上 級 各 若 干 名

上級編入志願者便覽

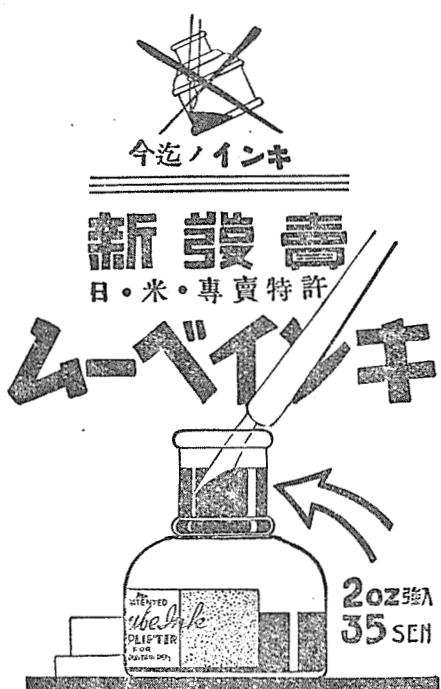
- 一、學年ニ相當スル年齢ニ達シ編入試験ニ合格シタルモノハ相
當學年ニ編入ス

甲種
此花商業學校

市電天六下車淀川稅務所隣
晝夜共文部大臣甲種認可
電話堀川一九五一番

第一本科(晝)一年一〇〇名二、三年若干名
第二本科(夜)一年一〇〇名二、三年若干名

募生
集徒



萬人ノ驚異インキ界ノコメット
最後迄上デ使ヘルインキ
最モ新シイ感覚ノ瓶調
素晴シイ品質ト其ノ色
全國藥局、百貨店、學校
給品部文房具店ニアリ

◎募集人員 第一學年 約二百五十名
第二、三學年 補缺若干名

關西甲種商業學校

◆願書受付 自三月一日至三月二十五日
◆入學考查 三月二十六日、二十七日

關西大學 第二商業學校

◎特長 夜間教授・甲種認可・修業年限三年

◆募集人員 第一學年二百名
◆願書受付 三月二十二日迄
◆考查期日 三月廿三日(日曜)

中通 關西大學內

生徒募集

募集人員
第一本科 第一學年 百五十名 (尋常小學校卒業以上、同等以上者)
第二學年 五十名 (高等小學校第一學年修了以上)
第三學年 五十名 (高等小學校第二學年修了以上、中等學五ヶ年)

募集人員
第一本科 第一學年 百五十名 (高等小學校卒業以上、同等以上者)
第二學年 五十名 (校第二學年修了以上、中等學四ヶ年)
第三學年 五十名 (高等小學校卒業以上、同等以上者)
第四學年 五十名 (校第二學年修了以上、中等學四ヶ年)

入學考查
第一本科 三月十六日(日曜)
第二本科 三月三十日(日曜)

財團大阪城東商業學校

顧問 京大教授
法學博士
谷岡登
校長

所在地 大阪市外大軌小阪停留所前
敷地 五千坪
電話 小阪一六五番
三一一番

規則書申込次第進呈

校舍八百三十坪

卒業者は第一本科、第二本科共に中學校卒業と同等の資格を有す

脚氣新藥

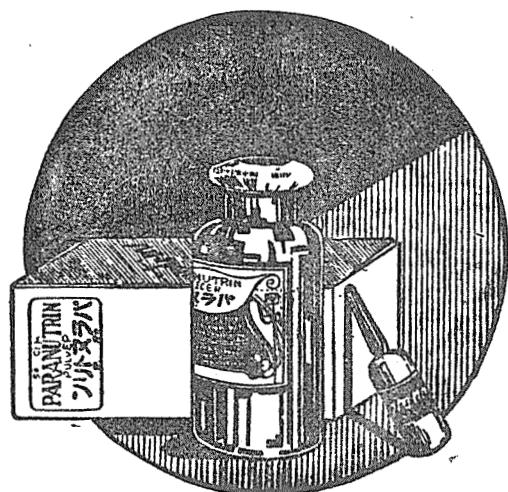
ヴィタミンBの含量豊富
價格最も低廉なり

パラストリンは弊社に於て獨特の方法を以て製したるヴィタミンB剤にして發賣以來大なる好評をもつて迎へられ殊に最近内容の改善を加へ益々聲價を發揮するに至れり。

試供品實驗報告贈呈す

全粉	内服用液	皮下注射用
五〇瓦	五〇cc	五三一 cccccc 五五五 本本本
末	五六〇	二一一 二四五 二四〇
二五〇	二五〇	一五三一 cccccc 五五五 本本本
二五〇	二五〇瓦	一八三、 〇〇〇〇
二五〇	二五〇瓦	一〇、 〇〇〇〇

發賣元
株式会社 塩野義商店
大阪市東區道修町
東京市日本橋區岩附町



パラストリン

(量的生産よりも質的向上を目指す)

北 陽 商 業 學 校

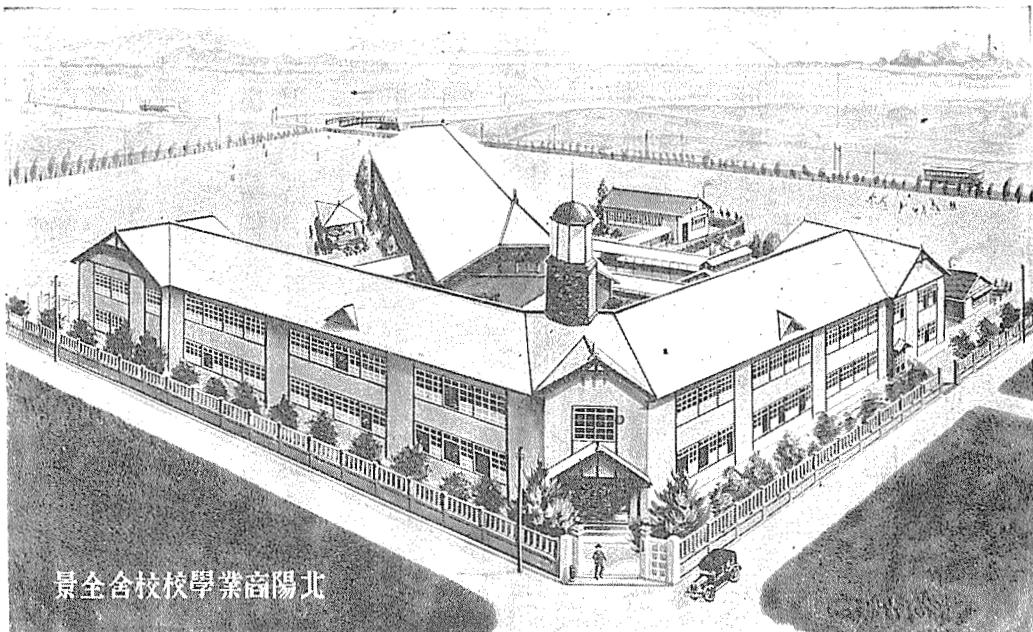
(晝) 第一部 {文部省認定修業年限五ヶ年制}
尋常小學卒業入學資格ナリ 第一學年八十名 (二學級ニ)
(編成ス) 募集ス

(夜) 第二部 {文部省認定特設夜間授業ノ甲種商業修業}
年限本科四年制高小卒又ハ同程度ヨリ入學 第一學年八十名 (二學級ニ)
(編成ス) 募集ス

第一部、第二部共上級各學年補欠若干名ニ限リ検定試験ノ上入學ヲ許可ス

學則ハ郵便又ハ直接學校ヘ（電話北七五七五番）

所在地 大阪市東淀川區淡路町 (天六ヨリ約五分淡路交叉点下車)
新京阪電車淡路下車東一丁半



量的生産より品質的向上を目標とする

一、中學校卒業と本校卒業生の特典

木校は文部大臣の認可を得て設立したる就業部五ヶ年制^(人間学)、小卒夜間部本科四ヶ年制^(人間資格高小卒)の申請商業学校なれば木校卒業生は「一般上級學校入校に關し夜間部又開来る間はず中學校卒業者と同等の資格特典を文部省より指定せられ文官任用令により判任文官たる資格及在學中徵収猶豫^(兵役法改正ニヨリ在學中徵)幹部省候補生たる資格及在營年限短縮其他官公立同種學校の有する一切の特典を有す(木校には陸軍省より現役配屬將校が配屬されて居る)

三、本校商業學科と實力養成

四、人としての教育

學校教育の窮屈は人としての教育即ち人間としての教育であるべきなり然るに現時中等教育に於いては餘りに主智的職業的に偏重し人から人へ心から心へて精神教育について比較的省みられず本校が音楽科を臥科中毎週一時間も加へたるも益し意こゝにあり。

五、照明學上より備へたる本校教室
従来高価さつゝある學校衛生設備は多く登問通學生のみに省みらるゝもの殆ど無し本校は特に此點に意を用ひて各教設置し夜間教室電燈其他の設備の完備に努む。

從來高唱されつゝある模範教師生設備は多く課間通換生のみを考慮し夜間通換生の爲めに貰ひらるもの殆ど無し本校は特に此點に意を用ひて各教室に冬季はストーブを設置し夜間教室電燈其他の設備の完備に努む。

六 教育的環境と生徒の健康

本校新校舎は東淀川區鶴居水源地に隣接し流れつきせぬ淀川を前方に東に生駒山西に六甲郡山を一時に望み長閑に處む春の日は附近一体菜花に埋れ空氣清潔教育上學後衛生上最適地なり。

七、委託生制度

本校（各部即ち後年）に銀行會社商店の委託生制度を設け之等入學者はは入學し特別の取扱をなすべく但シ委託生へ第一年第二年二限間
委託生特別取扱を、銀行會社商店のものにして自己の勤務先の直接監督者の推奨あるものは証明の上無試験入學を許す。

八、關西大學校友推薦無試驗入學

小學校最終成績平均八点以上のものに限り詮衡上の無試験入學を許可す。

關西大學學生募集集

部門專	部	法律學科
大學豫科	文學部	文學科
本科第一學年	經濟學部	政治學科
別科第一學年	商業學科	哲學科
試驗期日	試驗期日	英吉利法學
出願期間	出願期間	佛蘭西法學
試驗期日	試驗期日	各科第一學年
大學豫科 第一學年 四百名	三月一日ヨリ四月六日迄	
試驗期日	四月七日及八日	
試驗期日	四月四日及五日	
試驗期日	二月十五日ヨリ四月三日迄	
試驗期日	二月二十日ヨリ三月三十一日迄	
試驗期日	四月二日及四日	
試驗期日	大阪市外千里山	
試驗期日	大阪市東淀川區長柄中通二丁目	
試驗期日	電話堺川一〇三九・一五八〇・一七八〇	
試驗期日	電話吹田一二三	
試驗期日	關西大學專門部	

詳細、郵券五錢ヲ添へ志願學科別（學部・大學豫科・專門部）明記ノ上天六學舍庶務課宛照會ノコト